

令和 5 年
岡 崎 市 議 会 会 議 録 第 4 号

令和5年3月22日（水曜日）

本日の出席議員（36名）

1番	大 原 昌 幸	21番	荻 野 秀 範
2番	柳 賢 一	22番	杉 浦 久 直
3番	田 口 正 夫	23番	鈴 木 静 男
4番	鈴 木 雅 子	24番	小木曾 智 洋
5番	中 根 善 明	25番	畑 尻 宣 長
6番	三 塩 菜 摘	26番	小 田 高 之
7番	前 田 麗 子	27番	杉 山 智 騎
8番	酒 井 正 一	28番	井 村 伸 幸
9番	廣 重 敦	29番	鈴 木 英 樹
10番	野 本 篤	30番	柴 田 敏 光
11番	土 谷 直 樹	31番	加 藤 学
12番	野 島 さつき	32番	三 宅 健 司
13番	近 藤 敏 浩	33番	中 根 武 彦
14番	青 山 晃 子	34番	築 瀬 太
15番	原 紀 彦	35番	加 藤 義 幸
16番	佐 藤 哲 朗	37番	原 田 範 次
17番	加 藤 嘉 哉		
18番	井 町 圭 孝		
19番	野々山 雄一郎		
20番	磯 部 亮 次		

欠席議員（1名）

36番 蜂須賀 喜久好

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第1号議案 外44件
(件名省略、委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第3 請願第1号
(件名省略、委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第4 報告第7号「和解及び損害賠償の額を定める専決処分について」
(報告)
- 日程第5 同意第1号「岡崎市副市長の選任について」
(説明、質疑、委員会付託省略、討論省略、採決)
- 日程第6 同意第2号「岡崎市監査委員の選任について」
(説明、質疑、委員会付託省略、討論省略、採決)
- 日程第7 常任委員会、議会運営委員会の閉会中継続調査申出事件について

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
 - 2 緊急質問
 - 3 第1号議案 外44件
 - 4 請願第1号
 - 5 報告第7号「和解及び損害賠償の額を定める専決処分について」
 - 6 同意第1号「岡崎市副市長の選任について」
 - 7 同意第2号「岡崎市監査委員の選任について」
 - 8 常任委員会、議会運営委員会の閉会中継続調査申出事件について
-

説明のため出席した者

市 長	中 根 康 浩
副 市 長	清 水 康 則
副 市 長	山 本 公 徳
教 育 長	安 藤 直 哉
水道事業及び 下水道事業管理者	伊 藤 茂
総合政策部長	手 嶋 俊 明
財 務 部 長	本 多 徳 行
総 務 部 長	戸 谷 康 彦
環 境 部 長	新 井 正 徳
都市政策部長	鈴 木 広 行
財務部次長 兼財政課長	伊 藤 雅 章
都市政策部次長 兼建築指導課長	根 本 健 一
総務文書課長	野々山 浩 司

職務のため出席した者

議会事務局長	近 藤 秀 行
議会事務局次長 兼議事課長	青 木 善 信
議事課副課長	畔 柳 康 弘
議 事 課 議事係係長	近 藤 景 介
議事課主査	加 藤 順
議事課主事	山 崎 元 宝

午前10時開議

○議長（杉浦久直） 出席議員が定足数に達していますので、ただいまから会議を開きます。

本日出席を求めた執行部の職員は、市長をはじめ関係職員です。

なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

ここで、日程に入る前に報告を行います。

本日、市長から報告第7号「和解及び損害賠償の額を定める専決処分について」外2件の提出がありました。

議案は、お手元に配付のとおりです。

次に、去る3月2日の本会議で所管の委員会に付託、送付した請願1件、陳情5件の審査結果については、委員長からお手元に配付のとおり報告がありました。

なお、市長及びその他関係機関に送付を必要とするものについては、これを送付します。

以上で、報告を終わります。

令和5年3月13日

議 長 様

総務企画委員長

柴 田 敏 光

陳 情 審 査 報 告 書

3月2日に、議長から送付を受けた陳情第2号の1及び第3号は、3月13日の総務企画委員会において審査したので、その結果を報告します。

番 号	陳情第2号の1
件 名 (提出代表者名)	庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求めることについて (長田 善太郎 外1名)
審査結果	意見を付して議長に報告することとした。
意 見	・ 庁舎管理規則における禁止事項等は適切に守られるべきであり、また、何事も市民に誤解を与えることは避けるように努めるべきと考える。ハラスメントやコンプライアンスに対する相談は、担当課において窓口が既にあることから、今後も適切に対応することを期待している。 ・ 政党機関紙の購読は個人の自由意思によるものであり、庁舎内においては今後とも市民に誤解を与えないようにされたい。 ・ 執務室内へは許可なく立ち入れないよう管理されており、また相談等も入ったことはないと伺っており、適切な体制、対応が取られているものと理解している。 ・ 庁舎管理規則にあるとおり、勧誘・販売、許可なく事務室に入ることがあってはならないことは当然のことと理解している。また、圧力を感じるようなパワハラなどのハラスメントに対しては、相談窓口が幾つかあると聞いている。 ・ 政党機関紙の購読の呼びかけや配達・集金をすることは憲法で保障された政治活動である。職員にとっては、購読するかどうかは個人の思想・良心の自由であり、いずれも制限することは憲法違反であり許されない。

番 号	陳情第3号
件 名 (提出代表者名)	公正に判断する部署の設置を求めることについて (松井 弘)
審査結果	意見を付して議長に報告することとした。
意 見	・ 担当課における見解や判断は、個々の職員での意見ではなく、職制を通じたものであると考え、公正なものと理解しており、新たに公正に判断する部署を設置する必要性は感じられない。しかしながら、今回の対応については、いま一度精査をされ、今後における適切な業務遂行を期待する。

意 見	• どの担当部局も市民からの案件については、前向きに対応して、回答していると認識をしている。担当部局の誤りなどは訂正をして要望者に理解してもらえるよう対応していると考えている。よって、新たに判断する部署を設置する必要はないと考える。 • 本市は現在、市民参加型市政を推進しており、担当課や意見箱等にて、いただいた意見には真摯に対応をしていると理解している。 • 2021年5月24日に陳情者からの指摘を受け、担当課で対応がされている。よって、新たに部署の設置は必要ないと考える。 • 陳情者が求めているのは、見解の違いについて公平な目で判断をされる部署もしくは双方の言い分を公平に聞いてくれる部署である。このケースに限らず市民の意見や要望は千差万別であり、また市民の側に誤りや誤解があるケースももちろんあるが、あまりに行政側が的外れな回答を繰り返す場合には、双方のためにも第三者の立場で仲介に入れるシステムをつくることも市民への信頼を得るために必要なことと考える。
------------	---

令和5年3月9日

議 長 様

福祉病院委員長

加 藤 義 幸

陳 情 審 査 報 告 書

3月2日に、議長から送付を受けた陳情第1号の1は、3月9日の福祉病院委員会において審査したので、その結果を報告します。

番 号	陳情第1号の1
件 名 (提出代表者名)	小児のmRNA新型コロナワクチン接種後の心筋炎・心膜炎に関する市民への 注意喚起を求めることについて (長坂 和実)
審査結果	意見を付して議長に報告することとした。
意 見	・新型コロナワクチン接種に限らず、予防接種においては、被接種者がリスクとベネフィットを総合的に勘案して接種の判断ができるように、副反応を疑う事例の収集や、専門家による評価及び接種の有効性や安全性、副反応のリスクや副反応を防止するための注意事項等の情報を提供することは重要と考える。新型コロナワクチン接種においては、これらの科学的知見に関する情報提供を担う国が示している副反応について、接種後の心筋炎・心膜炎を含めた最新の情報などを市のホームページ等により市民に知らせている。今後もこうした取組をしっかりと継続することが重要と考える。 ・本市はホームページにおいて、接種は強制ではなく努力義務であることや、ワクチンの発症予防効果や副反応についても説明しており、さらなる詳細な情報を入手するための手だてとして、厚生労働省のホームページにアクセスし、多くの情報を得ることができる状況にある。また、医療施設においては、ワクチン接種の有無に限らず患者の状況の把握に努めているとも受け止めている。こういった状況から、陳情内容にある情報の開示と注意喚起については、十分に対応できているものとする。 ・新型コロナワクチン接種後の副反応に関しては、厚生労働省で調査・検討などを行っており、情報の統一性や迅速性を考えると、現状行っている厚生労働省へのリンクを市のホームページに張ることがベストだと考える。今後も国の動向を注視し、引き続き市民に国の情報を分かりやすく広報する必要があると考える。 ・市民病院の小児の心筋炎・心膜炎に関する症例報告論文は、サンプル数も少なく、通常では問題にならない症例も含まれており、これをもって、厚生労働省の数値が著しく低く患者の多くが見逃されているとは言い難いとする。今後も国において、調査研究の結果に基づいた最新情報が提示されるものとする。

意 見	・本市の責任で研究結果を発表することは難しく、今ある様々な研究結果を市民に知ってもらい、接種をするかどうかを判断してもらうことが重要と考える。
-----	---

令和5年3月10日

議 長 様

文教経済委員長

畑 尻 宣 長

陳 情 審 査 報 告 書

3月2日に、議長から送付を受けた陳情第1号の2は、3月10日の文教経済委員会において審査したので、その結果を報告します。

番 号	陳情第1号の2
件 名 (提出代表者名)	小児のmRNA新型コロナワクチン接種後の心筋炎・心膜炎に関する市民への 注意喚起を求めることについて (長坂 和実)
審査結果	意見を付して議長に報告することとした。
意 見	・新型コロナワクチン予防接種についての説明書には、新型コロナワクチンの接種対象となっている5歳から11歳の子供の保護者へ注意喚起がされている。我が子と思う気持ちで、接種後の不安を少しでも軽くする体制づくりを希望していると理解をするが、現状では学校等で児童生徒がワクチン接種を行ったか把握できる体制になっていない。学校では普段から児童の健康観察を実施しており、ワクチン接種後の経過観察について、保護者から個別に相談があれば対応を検討すると聞いている。心配がある場合には学校に相談をされたい。 ・本市のホームページや厚生労働省のパンフレットでは心筋炎や心膜炎のリスクにも触れており、多くの情報が得られるよう、厚生労働省へのリンクやQRコードの貼付けもしている。また、学校や福祉施設においては、ワクチン接種の有無に限らず、子供たちの健康状態など常に状況把握に努めているものと受け止めている。こういった状況から、陳情内容については十分に対応できているものと考ええる。 ・学校、放課後児童クラブ、保育所においては小児が体調不良であれば必要に応じて医師の診察を受けさせる体制となっており、また、本人や保護者から体調の悪化が予想されるとの申出がある場合には、特に注意を払うものであり、厚生労働省が提示する4日間程度の経過観察ができる仕組みが整っていると言える。 ・市民病院の複数の医師が連名で作成した論文が、昨年、海外の学術誌に掲載され、現在、インターネットにて英語文で書かれたものを読むことができるが、まずは日本語版を市民及び国民向けに発信されたい。 ・本市においても接種を判断するために必要な情報を提供しており、十分に対応できていると考えている。

令和5年3月14日

議 長 様

議会運営委員長

磯 辺 亮 次

陳 情 審 査 報 告 書

3月2日に、議長から送付を受けた陳情第2号の2は、3月14日の議会運営委員会において審査したので、その結果を報告します。

番 号	陳情第2号の2
件 名 (提出代表者名)	庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求めることについて (長田 善太郎 外1名)
審査結果	意見を付して議長に報告することとした。
意 見	・「議員の特権」が何を示しているのか分からない。また、そもそも職員に対する議員特権なるものは存在しないと認識している。 ・政党機関誌の購読は個人の自由意思によるものだが、庁舎内においては、今後とも市民に誤解を招くことがないようにしていくものとする。 ・政党機関誌等の購買は自由意思であり、陳情内容のようなことはないと思う。 ・議員の特権を行使して、職員に政党機関誌を強制しないようにするとあるが、購読はあくまでも個人の意思によるものであり、強制されるものではないと思う。公務に支障を来すようなしつこい勧誘が行われているのであれば自粛の必要があると思うが、本市においてはそのような状況にはないものとする。

○議長（杉浦久直） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、9番 廣重 敦議員、30番 柴田敏光議員を指名します。

ここで、報告を行います。

開会前に、小木曾智洋議員、築瀬 太議員、井町圭孝議員、杉山智騎議員、小田高之議員、畑尻宣長議員、大原昌幸議員、田口正夫議員、鈴木雅子議員の以上9名から緊急質問の通告がありました。

お諮りします。

この際、通告があった緊急質問を日程に追加し、質問を許可することに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉浦久直） 御異議はなしと認めます。

よって、通告があった緊急質問に同意の上、この際、日程に追加し、質問を許可することに決定しました。

なお、質問順序はお手元に配付の通告書の順とします。

直ちに緊急質問を行います。

24番 小木曾智洋議員。

○24番（小木曾智洋） 今回は事実関係のみを確認させていただきます。お伺いする答弁をしっかりと精査させていただき、今後の対応についての検討材料とさせていただきます。

それでは、初めに市長に対しお伺いいたします。

まずは、3月16日、朝日新聞にて、事務局が違法状態、市街化調整区域に建築、行政指導後も、との見出しで報道があり、翌3月17日には、新聞各社においても同様の報道がなされました。また、テレビ放映もありました。

それでは、この違法状態の事務所について、これまでの経緯と現在の状況についてお聞かせください。

○議長（杉浦久直） 市長。

○市長（中根康浩） お答えをさせていただきます。

初めに、これまでの経緯と現在の状況についてお答えをいたします。

父所有で、私が使用していた御指摘の建物の違法性を認識したのは、令和3年5月24日に建築指導課から口頭指導を受けた際でございました。口頭指導で違法性を認識し、専門家とともに対処方法を検討してきましたが、時間がかかってしまったことに責任を感じております。

調整区域においては政治団体事務所は設置できないということで、建物所有者である父と相談をしましたところ、父には、この土地はかつてゴルフ練習場として開発許可を取った経緯があるから使用は構わないという思い込みがあり、父に理解してもらうのに時間を要しましたが、説明をし、納得をしてもらった後は、政治団体事務所は移転をする、他方、父所有のコンテナやプレハブはこれを生かして、かつてここに「かよ」という私からしたら祖母の名前がついた喫茶店があったことに倣い、自分のような——これは父のことでありますけれども——認知症の人でも居場所となり、人とおしゃべりできる居場所としての喫茶店のようなものを造りたいという父の希望に沿いたいという思いで検討を進めておりました。口頭指導から4日後には、建築指導課に相談したところ、喫茶店を設置することは不可能ではないということを確認いたしました。そこで、違法性のない建物にするため、法令を熟知した専門家に依頼して検討を進めてきました。

しかし、話を進めていくと、喫茶店の経営は、ただ建物を建てればよいというものではなく、建築基準法のほかにクリアすべき課題が数多くありました。食品衛生法の関係や調理スタッフの問題もあり、建設費の見積りも整っておりましたが、令和4年に入った頃には喫茶店の設置は断念いたしました。

令和4年度に入ってから、改めて集落サービス、福祉施設など市街化調整区域での建設が不可能ではない用途での検討を進めてまいりました。授産施設の皆様から作ったものを売る場が欲しいという声を頂いていたということもあり、気軽に

立ち寄れる施設を造りたいとも考えておりました。これについても、設計士など専門家に依頼し、図面を書いてもらったり建築指導課と相談したりしていました。

しかし、この集落サービスや福祉施設についても、当然クリアすべき課題が多く、時間を要してしまいました。

今年に入ってから、これ以上時間を費やし違法状態を放置することは許されないという思いを強め、まずは建物を除却し違法状態を解消するという方針を取ることにして、所有者である父から業者に依頼し、昨日であります3月21日から撤去作業を始めております。

なお、政治団体中根康浩を育てる会事務所は、令和5年1月1日付で市内元能見町に移転をいたしました。

今後は、建物等を撤去後、認知症高齢者や障がい者や近所の人たちが気軽に集えるような居場所を造りたいという父の希望に沿う形で土地利用を考えていきたいと思っています。

もともとこの土地では、父が若い頃、葉たばこの生産をしたりブドウ作りをしたりというところ、そしてその後ゴルフの練習場として活用していたという、父にとっては思いの強いところでありますので、そのような考えに沿いたいと思っております。

当然、新しいものを建築するときには、建築主あるいは営業主等々含めて、合法的なものとして進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉浦久直） 小木曾議員。

○24番（小木曾智洋） それでは、続きまして建築行政の指導監督部署である都市政策部にお伺いします。

事務所が違法状態とのことですが、現在、具体的にどの法令のどの部分を犯しているのか。

また2021年5月、違法建築物に対し違法状態を解消するよう口頭による指導、いわゆる行政指導を行ったと伺っております。行政として、このような場合どのような対応手段があり、どう対処し

てきたのか、お聞かせください。

○議長（杉浦久直） 都市政策部長。

○都市政策部長（鈴木広行） 初めに、法令違反についての御質問ですが、建築指導課にて確認している部分は、都市計画法第42条第1項、許可を取っていないの規定、建築基準法第6条第1項の規定、建築確認手續がされていない、第20条の規定、基礎がないと思われるです。その他の建築基準法の抵触条項は、行政側では不明でございます。

また、違反に対して行政がどのような対応手段を取り得るかという御質問のことでございますが、まず、担当部局の基本的な考え方を御説明いたします。

違反指導の具体的手段や経過措置等の詳細につきましては、これを公にすることにより違法もしくは不当の行為を容易にし、市が行う事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、岡崎市情報公開条例第7条の規定により非開示情報としておりまして、一般的には、違反指導は、人命や安全に関わる程度や周辺へ与える影響の程度、違反者の是正意思の程度などを総合的に勘案してその方法を決定するため、対応手段は違反の状況により様々でございます。

今回につきましても、それらを総合的に勘案した上で指導を実施しており、あくまで違反指導は個別によるものという前提でお答えをいたします。

2021年、令和3年5月に口頭による行政指導を行い、その際、市長は是正の意思を示されて、具体的に許可が認められる建築物の計画を検討するということでしたので、指導の手段については、口頭による指導としております。

その後、市長から委託された専門家である建築士から都市計画法の許可ができる喫茶店の用途への相談がありましたが、途中から打合せの申出が途絶えたため、建築士に確認したところ、その案については一旦中断し、ほかの案を再検討するというものでございました。

その後、4回にわたりまして市長へ進捗状況を確認しましたところ、集落サービスや福祉施設など大まかな用途の提案等はございましたが、最適

な案を模索中とのことで、具体的に限定された改善案には至っておりませんでした。

その後、2023年、令和5年2月に入りまして、前回とは別の建築士により新たな用途での提案があり、具体的な計画図を持参して相談がございました。

以上でございます。

○議長（杉浦久直） 小木曾議員。

○24番（小木曾智洋） ありがとうございます。

今回は、本来、特定行政庁として違法行為に対し是正命令等の建築行政全般をつかさどる行政機関であるべき市長が相手となっており、非常に特殊なケースと考えます。

そこで、一般的な話としてお伺いしますが、違法建築の例では、違法建築物の認知から行政指導、行政処分まではどのようなタイムスケジュールで執行されていくものなのか、お聞かせください。

また、併せて都市計画法違反、建築基準法違反にはどのような刑事罰である罰則があるのか、お聞かせください。

○議長（杉浦久直） 都市政策部長。

○都市政策部長（鈴木広行） 一般的に、違反の認知がされた場合は、人命の安全に関わる程度や周辺へ与える影響の程度、違反者の是正意思の程度などを総合的に勘案し、その方法を決定いたします。

指導の流れといたしましては、まず口頭指導から始め、そして口頭指導では是正意思が示されない場合、是正の検討の進捗が見込まれない場合、文書などの方法により違反者に是正指示を行うこととなります。

その後、たとえ即時の是正を行うことが困難であっても、違反を是認したと受け取られないよう適切な頻度で継続的に状況を把握し、口頭指導、文書指導を併せて行っていますが、特に建築物の安全性など社会的な影響が大きく、かつ指導に応じないような場合は、より重い是正勧告、そして行政処分となる是正命令を行うこととなります。

このタイムスケジュールにつきましては、内容や程度に応じて対応することとなり、一概に決め

られたものではございませんが、違反を是認したと勘違いされないよう速やかに是正するよう指導しております。

罰則の規定についてでございますが、本件の場合、都市計画法は第92条第1項第6号の規定により50万円以下の罰金、建築基準法は第99条第1項第1号の規定により1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処することとなっております。

また、この罰則適用については捜査機関の判断となるため、本市では判断はできません。

以上でございます。

○議長（杉浦久直） 小木曾議員。

○24番（小木曾智洋） ありがとうございます。

市長に対しても一般違反者と同様の対応をしていただいておりますが、残念ながら今回は2021年5月より1年半以上の長期にわたり、客観的にも外形的にも認知できる違法状態が結果として放置されることになってしまいました。

担当部署からは、法令違反の確知より複数回にわたり行政指導が行われてきたようでありますが、いま一度確認させていただきます。この間、どのタイミングでどのように指導を行ってきたのか、時系列を追って詳細にお聞かせください。

○議長（杉浦久直） 都市政策部長。

○都市政策部長（鈴木広行） 具体的な指導内容につきましては、2021年、令和3年5月24日の口頭による行政指導を初めに行い、その際に、違反是正には専門的な知識が必要であり個人での対応は困難であるため、建築士を立てて対応するよう指示をしております。

その後、5月28日には、市長より対応案として市街化調整区域における日常生活のための必要な店舗のいずれかにて検討を進めるものとし、委託する建築士を探し始めるとの意向を提示されました。

その後、2021年10月7日に、市長から委託されました建築士から喫茶店を新築する提案相談がございました。建築指導課としましては、本市の審査基準に照らし、建築敷地の分筆作業、建築敷地内に必要な駐車場の確保、開発行為の有無に関わ

る造成計画など、立地基準、技術基準への適合について説明しましたところ、是正に向けた調査設計作業を進めることで、その後、建築指導課に10月11日、12日、21日、11月2日の計4回の相談がございましたが、具体的な計画案までには進まず、喫茶店の案は難航しているようでした。

2022年、令和4年3月17日にさきの建築士に問合せをしましたところ、喫茶店の調査設計作業は中断しており、ほかの用途も視野に入れ再検討しているとの返答がございました。

その後、4月13日、6月22日、7月27日、8月22日の計4回、市長へ進捗状況を確認しましたが、集落サービスや福祉施設など大まかな用途の提案はございましたが、最適な案を模索中とのことで、その後も具体的な用途を限定した改善案には至りませんでした。

2023年、令和5年2月8日、建築指導課は、是正の検討の進捗が見込まれない状況を鑑み、文書指導を視野に入れつつ、再度建築士を立てて具体的な改善案を提示するよう市長に口頭指導しましたところ、同日に市長から依頼された新たな建築士が来庁されまして、前回の建築士と同様に審査基準の説明をさせていただきました。

その後、当該建築士は2月9日、2月13日の2回、相談のため来庁され、指導をいたしました。

そして、同月22日に、具体的な提案として、今後の協議が進められると判断できる雑貨店の計画図が提出をされました。

以上が、指導内容に関する詳細でございますが、さきの緊急記者会見で、市長からは既存建物を2か月以内に全て撤去するという発言がありましたので、建築指導課は、市長に対し3月17日に具体的な撤去に関する是正計画書の提出を求め、3月20日に受理されたところでございます。

以上でございます。

○議長（杉浦久直） 34番 築瀬 太議員。

○34番（築瀬 太） 私からは、本件を所管いたします副市長にお伺いをしてまいりたいと思います。

新聞報道などによりますと、本件について2020

年12月に建築指導課から副市長に報告があり、その後、先ほどの説明でもありましたが、2021年5月に市長に指導を行ったということであります。

通常では、行政指導の前に副市長に相談することとはあまりないかと思いますが、今回は対象が市長ということで建築指導課から相談があったものと理解をしておりますけれども、本来でしたら、担当副市長としては、報告があった段階ですぐに市長に是正を進言してしかるべきと思いますが、なぜ半年ものタイムラグが発生したのか、まず御説明をお願いします。

○議長（杉浦久直） 山本副市長。

○副市長（山本公徳） お答えいたします。

まず、令和2年の年末に報告を受けました後、この是正指導に対しまして、どのように実現していくかを熟慮いたしました。

思い起こしましたのが、過去お二人の市長さんがよく就任の際に、敵陣に乗り込んだような思いだというお言葉を聞いておりまして、確かに全く関係性のなかった大きな組織に市長という立場で入られた、確かにそういう感覚というのはあるんだろうというふうに思いまして、やはり、今回の指導する時期というのは、これは私をはじめいたしましたして、岡崎市という組織との信頼関係を築いてから行うのが適当と判断をいたしました。

そして、年が明けまして令和3年2月臨時議会でのコロナの追加対策予算の御審議もございました。また、本格的なコロナ対策を盛り込んだ令和3年度当初予算編成、そして3月定例会への対応、特に、この後5月頃の開始が予定をされておりましたコロナウイルスのワクチン接種、こうした市政運営を的確に進める中で、組織との信頼関係が築けるだろう、それを見極めた上で指導に入ろうとその時期をうかがっておりました。

そして、コロナウイルスワクチン接種の体制が整い、接種券の一次発送を終えました5月、まさにその時期と思い、指導に入ったものでございます。

以上でございます。

○議長（杉浦久直） 築瀬 太議員。

○34番（築瀬 太） 確かに、このときは緊急のコロナ対策など本当に緊急事案が山積をしておりましたし、臨時会を開催もいたしました。とりわけ副市長が仰せられたそのワクチンの接種についての段取りは、本当に大変であったというのは私も記憶をしているところであります。

市長の個人の問題よりも市政の進展、とりわけ市民の安全のための施策を最優先したというふうに理解をさせていただきます。

ただ、副市長には市長を補佐するとともに、職員の事務を監督する責務もあると思っております。建築指導課が指導担当だということで、そこで任せ切りにしていいという問題ではないです。しっかりその指導が進捗しているか、確認をしていく立場であろうと思います。

そこで、2021年5月の行政指導以降、山本副市長は中根市長に対してどのような対応、また職員に対してどのように対応してきたのか、御説明をお願いします。

○議長（杉浦久直） 山本副市長。

○副市長（山本公徳） 指導に入りました5月以降でございますが、先ほど少し部長からも詳しい、月を追った説明がございましたけども、建築指導課、部長を含めて、この指導担当が口頭指導に入るたびに事前に報告を受けまして、その状況等を見極めながら適宜必要な指示をしてまいりました。

その際には、市長は是正に対する意思というものをご明確に示しておられたんですけども、やはり市長が使用されておる物件といった性質に鑑みまして、できる限り早い是正につなげるよう、そしてそのときには特別なしんしゃくは不要である旨も念を押しながら、その都度指示をしておりました。

私の立場からいたしますと、先ほども申し上げましたけども、やはり適正な、まず市民に対するサービスの確保、いわゆる市政運営を大きくサポートする必要もございます。そして、今回のこの建築行政に対する指導監督というのも私の責務でもございますので、この両方をどのように、当然、市政運営を担う市長にとって妨げとならないよう

にうまくどういうふうハンドリングをするのが大変難しいと感じております。

ただ、いかようにいたしましても、先ほど市長からは今回の物件に対して除却に入られるという御意思も示されておまして、これは指導担当部局の大きな成果であると、私はその背中を少し押せたのかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（杉浦久直） 18番 井町圭孝議員。

○18番（井町圭孝） 民政クラブを代表して質問をさせていただきます。

行政指導に関する内容につきましては、先ほどの質問で理解しましたので、私からは市長が今回報道された事実についてどのように受け止め、考えているのかを確認させていただきたいと思えます。

市長が違法状態を継続する、影響が大きいということで部下の皆さんが指導してくれたと思えます。指導してくれた副市長はじめ都市政策部の職員に対して、市長はどのように評価しているのか、まずお聞かせください。

○議長（杉浦久直） 市長。

○市長（中根康浩） 違法を指摘された当事者として、私が評価をするという立場ではないとは思いますが、間違ったことを間違ったこととして指摘をしていただき、その是正のチャンスを与えていただいたということについては感謝をいたしておりますし、市長であったとしても公平公正な立場で対応している職員は大変毅然とした態度であるということで、これは市民から高く評価されるものではないかというふうに思います。

○議長（杉浦久直） 井町議員。

○18番（井町圭孝） それでは、市長は3月16日、会派の控室にて事務所機能は既がないから現在違法状態にないと我々に説明をしました。

それでは、ライフラインはいつ切ったのか、お答えください。

○議長（杉浦久直） 市長。

○市長（中根康浩） 違法状態ではないというのは、政治団体の事務所を置くということにおいて

は違法状態ではないということですが、違法状態である建物が残存をしておるということにおいては、違法状態はある意味今でも継続をしているというのは確かでございます。

ライフラインというのは、つまりは電気とかガスとか水道ということでありますけれども、これについては切ったのは、昨日から解体作業、撤去作業が始まっておりますので、昨日それは切ったということでございます。

○議長（杉浦久直） 井町議員。

○18番（井町圭孝） 違法状態が続いていた、今お認めになりましたけれども、我々に対してちょっとその説明があったのかなというふうなことは感じております。

それでは、今後、本市の行政指導への影響を市長はどのようにお考えなのか、お聞かせください。

○議長（杉浦久直） 市長。

○市長（中根康浩） 影響が出ないように、速やかに対処、対応していきたいというふうに思っておりますが、もし影響が出るということになれば、それは大変申し訳ないことだというふうに思います。

○議長（杉浦久直） 井町議員。

○18番（井町圭孝） 影響は大きくあると思います。例えば、行政指導など今後市長の名前が記載された文書の効力が本当になくなってしまいうんじやないかなというふうに考えます。

今後大変な苦勞をされると思われる職員に対しては、どのように協力をお願いしたのか、お聞かせください。

○議長（杉浦久直） 市長。

○市長（中根康浩） 行政指導などの効力は確かに私の名前で出されるものではありませんけれども、私の個人の意思で出すものではなく、法令あるいは条例等々を根拠に出すものでありますので、その効力がなくなるとは考えておりませんけれども、市民に対して不快な思いをさせるということについてはおわびを申し上げなければならないと思っております。

今後、その点について苦勞する職員に対しては、

申し訳なく思いますけれども、そのことについて、苦勞ということの中身が、当然私のことをしんじやくした苦勞ということではなく、市民の皆様から様々な御批判とか御意見をお寄せいただくということにおいての御苦勞だということがあれば、それについては大変御負担をかけるということで申し訳ないという思いは持たせていただきます。

○議長（杉浦久直） 井町議員。

○18番（井町圭孝） それでは、最後の質問をさせていただきますが、撤去するということで3月21日からもう撤去が開始されたということですが、今後どのような状態にするのか、また一日も早く対処すべきというふうに考えますが、今現在のお考えについてお聞かせください。

○議長（杉浦久直） 市長。

○市長（中根康浩） まずは、いろいろと経緯はありましたけれども、今に至っては違法状態を速やかに解消するというのが第一であるということでございますので、そう判断しておりますので、まずは違法状態にある建物を全て撤去、解体ということを考えております。その結果としては、当該土地はいわゆる更地という状態になるものと思います。

その後、先ほど申し上げましたように、父親の思いというものも含めて、当該土地についての活用については検討していきたいというふうに思っています。

○議長（杉浦久直） 27番 杉山智騎議員。

○27番（杉山智騎） チャレンジ岡崎から質問させていただきます。

報道関係の質問に関しましては小田代表から行いますので、私からは今までの答弁について質問させていただきます。

行政指導や行政処分の一般的なスケジュールに関しては先ほどの答弁で理解いたしましたが、違反などの手続に関して課内で基準や規則などがあるのか、お聞かせください。

○議長（杉浦久直） 都市政策部長。

○都市政策部長（鈴木広行） 基準はございますが、公表しているものではございませんので、具

体的な内容はお答えできません。

非公表としている理由でございますが、公表されますと違反指導に支障が生じるためであり、非公表とすることは行政手続法上も問題はないと理解しております。

以上でございます。

○議長（杉浦久直） 26番 小田高之議員。

○26番（小田高之） それでは、新聞報道に沿って幾つか質問をさせていただきます。

まず、1点目なんですが、少し確認をさせていただきたいんですが、3月17日の朝日新聞によりますと、先ほど市長は土地の所有者は父であるという御回答があったかと認識をしているんですが、それは違う、建物が父親の。土地は……いいです。分かりました。

2点目質問させていただきます。

先ほどもちょっと答弁があったかもしれませんが、また、市長の発言を3月17日の朝日新聞が引用しているものとして、「もう違法状態は事実上解消していると思っている。事務所の機能は1月1日時点で停止した」とあります。この発言について、都市計画法上、建築基準法上どのように考えるのか、見解をお伺いいたします。

○議長（杉浦久直） 都市政策部長。

○都市政策部長（鈴木広行） たとえ後援会事務所の機能が移転したとしても、その建物が建築物として存在する以上、または少なくとも使用不可能な状態でない限り、都市計画法と建築基準法の適用を受けることになります。したがって、事務所の機能が停止をしたということだけで違法状態が解消するとは考えておりません。

以上でございます。

○議長（杉浦久直） 小田議員。

○26番（小田高之） それでは、続きまして同じく3月17日の記事で、市長の発言として、「ここは開発許可を取っているから使ってもいいと父から聞いた」とあります。これは、市街化調整区域における建築等の制限とはどういうものなのか、御見解をお伺いいたします。

○議長（杉浦久直） 都市政策部長。

○都市政策部長（鈴木広行） 市街化調整区域は、市街化を抑制する区域と定められております。以上のことから、同区域内におきましては、法令や条例の規定に定められた用途以外の用途に供する建築物は立地が制限されることとなります。

したがって、市街化調整区域内における既存の建築物であっても、用途を変更するときは改めて都市計画法の許可を取り直す必要があり、開発許可を受けた土地や建物であっても無制限に使用できるということにはなりません。

以上でございます。

○議長（杉浦久直） 小田議員。

○26番（小田高之） 最後の質問です。

こちらは3月16日の朝日新聞ですが、この記事の中で、市長の後援会連絡所の立て看板とともに今回問題とされている建築物の写真が挿入されていました。この看板は、少なくとも記事が掲載された3月16日頃まではここに掲示されていたと拝察をいたします。

そこで伺います。この立て看板の法律的な意味についてはどのようなのか、またこの看板の掲示が禁止されている場所があるのか、あればどのような場所なのか、お伺いをいたします。

○議長（杉浦久直） 総務部長。

○総務部長（戸谷康彦） 御質問の立て看板につきましては、公職選挙法第143条第16項により掲示することが認められている政治活動に使用される文書図画、立札及び看板の類いになるかと思われます。選挙運動にわたらない純然たる政治活動を行うことは原則自由でございますが、一方でお金のかかる選挙を是正し選挙の公平性を図るといった見地から、一定の規制がございます。

この立札及び看板の類いの掲示に関しましては、公職の候補者等または後援団体が政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において掲示されるもののみが認められております。つまり、事務所の設置場所であると社会通年上合理的に判断される場所であることが、政治活動用の立札及び看板の類いを掲示する場所に要する要件でございます。それ以外の場所に掲示することは禁止行

為に該当することとなります。

以上でございます。

○議長（杉浦久直） 25番 畑尻宣長議員。

○25番（畑尻宣長） それでは、私から若干の確認をさせていただきたいと思います。

さきの質問でおおむね理解するところでありまして、今回この口頭での指導という形で報道もされておりまして、先ほど市長からも御答弁がありました。口頭での指導と書面での指導、この違いについてまずはお聞かせください。

○議長（杉浦久直） 都市政策部長。

○都市政策部長（鈴木広行） 違反を確認した場合は、まず口頭指導による指導を行います。そして、口頭指導では是正意思が示されない場合、是正の検討の進捗が見込まれない場合は、違反事実に関する指示事項を確実に伝えるため書面を交付し文書による指導を行います。

以上でございます。

○議長（杉浦久直） 畑尻議員。

○25番（畑尻宣長） それでは、今ありました是正意思が示されない場合、また是正の検討の進捗が見込まれない場合には書面に進んでいくということでございます。

それでは、この書面で指導される場合ですけれども、許可権者、指導責任者となります中根康浩岡崎市長から注意喚起の書面が作成されるということになると思いますけれども、今回の事例に置き換えますと中根康浩岡崎市長から個人中根康浩への注意喚起となるのか、お伺いをいたします。

また、今回はこれは当事者になるという場合は、第三者が申し立てることになる可能性はないのかも、併せてお聞かせください。

○議長（杉浦久直） 都市政策部長。

○都市政策部長（鈴木広行） まず、注意喚起の書面についてでございますが、違反建築物等是指導事務処理におきましては、是正指示書としておりますので、こちらで回答をさせていただきます。

宛先は建物の所有者かあるいは建物使用者となりますので、岡崎市長中根康浩からは是正指示の交

付がされますので問題ないと考えております。第三者が申し立てることにつきましては、市長が不在の場合、代理者である副市長が行う場合もございます。

以上でございます。

○議長（杉浦久直） 畑尻議員。

○25番（畑尻宣長） それでは、最後にお聞きします。今回様々報道があつてから市民からの問合せとかあつたのではないかと思いますけれども、その市民からの苦情の件数また内容についてお聞かせください。

○議長（杉浦久直） 都市政策部長。

○都市政策部長（鈴木広行） 報道後の市民からの苦情件数でございますが、10件程度となっております。

内容につきましては、違反指導から2年、建物が放置され是正が進まないことに対し、市長だからといって特別扱いをしているのではないかと、また口頭指導ではなくもっと厳しい指導や措置を行うべきではないか、市長への厳しい処罰が適用されるべきではないかなどの様々な御意見がございました。

以上でございます。

○議長（杉浦久直） 1番 大原昌幸議員。

○1番（大原昌幸） 市街化調整区域における建築物の違法性について、一問一答方式にて、まず市長にお伺いをしてまいります。

このたび問題となっている状況としましては、市街化調整区域に政治団体のプレハブが設置されていたということですが、これは都市計画法違反及び建築基準法違反ということで、今から約1年10か月前の2021年5月に市の担当課から市長に対しまして取壊しなどの是正が口頭で求められたとのこととあります。そして、今月の3月16日に行われた市長の記者会見の中では、市長から、現在は事実上違法な状態は解消したと考えているとの発言があつたようではありますが、市の担当課の見解では違法な状態であつたことが報道でも出ております。

そこで質問であります、市長さんにお伺い

たします。

先ほどの質問と重なる部分もありますが、よろしく願いいたします。今現在の認識としても違法な状態は解消したとお考えなのかどうか、見解をお聞かせください。

○議長（杉浦久直） 市長。

○市長（中根康浩） 時間を費やしてしまったことについては、おわびを申し上げなければなりません、事務所については令和5年1月1日付で移転をいたしておりますので、調整区域内において政治団体事務所を置いてはならないという点については解消しておと思っています。

ただ、建築確認等々を取っていない建物が残存しているという状態については、違法状態が現在でも続行しているということは先ほど御答弁したとおりでございます。

○議長（杉浦久直） 大原議員。

○1番（大原昌幸） 続きまして、一旦、都市政策部長にお伺いをいたします。

問題となっているプレハブそのものを利用して喫茶店や福祉施設として適法な状態にできるのかどうか、もしくはあのプレハブを利用せずに敷地内の別の場所への新築など可能となるケースはあるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（杉浦久直） 都市政策部長。

○都市政策部長（鈴木広行） 問題となっていますプレハブそのものをそのままの形で改裝し喫茶店や福祉施設として、都市計画法上、建築基準法上、適法な状態にすることはほぼできないと考えておりますが、基準に適合するよう改修した上で再利用することは可能と考えます。

また、あのプレハブを利用せず敷地内の別の場所に新築する場合、都市計画法については本市の審査基準に適合すれば許可の見込みはございます。

例えば、喫茶店の場合ですと建築物の敷地面積が1,000平方メートル以下で建物の延べ面積が300平方メートル以下などの条件がございます。

また、建築基準法についても建築確認申請など適正な手続が必要となります。

以上でございます。

○議長（杉浦久直） 大原議員。

○1番（大原昌幸） 続きまして、市長にまたお伺いをしてまいります。

問題となっておりますプレハブのある土地が市街化調整区域であることを市長が知ったのはいつ頃だったのか、お聞かせください。

○議長（杉浦久直） 市長。

○市長（中根康浩） お答えいたしますが、いつ頃だったか分かりませんが、もうあそこは市街化調整区域だということは従前から存じておりました。

○議長（杉浦久直） 大原議員。

○1番（大原昌幸） それでは、市長の親族から開発許可を取っているからプレハブを使っていると市長が聞いたのはいつ頃だったのか、お聞かせください。

○議長（杉浦久直） 市長。

○市長（中根康浩） 私の事務所は、それ以前に——それ以前というのは多分2007年頃、2008年頃だと思いますけれども——元能見町に存在しておりました。衆議院選挙、解散総選挙があるということで、元能見町から、もっと広い場所がいいだろうということで、滝町十楽——今日話題になっている土地でありますけれども——のほうに移るに際して、父親からこの土地はゴルフ場を営んだりして、かつて開発許可を取っている土地であるから、そこにある建物についても使用可能だということを聞いた上で、それではということで移転をしたわけでありますけれども、その認識が父並びに私共々誤っていたということにつきましては、不明の致すところであるというふうに思っております。

○議長（杉浦久直） 大原議員。

○1番（大原昌幸） それでは、市街化調整区域には政治団体の建物が建てられないことを市長が知ったのはいつ頃だったのか、お聞かせください。

○議長（杉浦久直） 市長。

○市長（中根康浩） 市街化調整区域に政治団体の事務所ができないということは、実は、大変恥ずかしながらこのたび令和3年5月に違法を口頭

指導された際でございました。

○議長（杉浦久直） 大原議員。

○1番（大原昌幸） 今月3月16日の記者会見では、市長は、市からの行政指導の後にプレハブの撤去を表明するまで約1年9か月かかった理由としまして、資金面で調整がつかなかったということもお答えをしておりますけれども、資金をすぐに準備できないために資金の調整が必要だと最初に気がついた時期はいつ頃だったのか、お聞かせください。

○議長（杉浦久直） 市長。

○市長（中根康浩） すみません、ちょっと御質問の趣旨が十分理解できておりませんが、いずれにいたしましても、資金とか云々ということを経由に先送りをしたとか、あるいは時間を費やしたということについては、これは誤った判断であったというふうには思っております。できる限り早く、新しい活用方法が実行できないのであれば速やかに解体除却するという行動を早めに取り組むべきだったというふうには思っております。

○議長（杉浦久直） 大原議員。

○1番（大原昌幸） ただいまの御答弁で、速やかに直ちに行動に移すべきだったと御答弁がありました。

先ほどの小木曾議員の質問の中で、部長さんの御回答があったんですけれども、2021年10月に建築士さんから喫茶店のお話がありまして、2021年11月には喫茶店の計画が難航しているようだという御回答がありました。その後、2022年4月に市長へ確認を取り、2か月後の6月、翌月の7月、また翌月の8月と2022年に4回市長に確認をして、その中で、部長さんの御回答では模索をしているようだという御発言でありました。8月以降動きがないんですが、2023年に入って2月8日に新たな建築士さんから市のほうへ出向いてきたという御発言があったんですけれども、となると、口頭指導の後11月までは動きがあるんですけれども、その11月から今年の2月までの約1年3か月間がちょっと動きが見えないんですが、この間は、市長はどういったことを動いていらしたのか、お聞か

せください。

○議長（杉浦久直） 市長。

○市長（中根康浩） これは、つまりは誤った認識であったということを前提に申し上げますけれども、本来速やかに除却すべきものだったんですが、そこに存在するコンテナあるいはプレハブ等を活用できないかということの中において、いろいろとその活用方法を検討しておりました。

この間も、実は、具体的な日時を示して御答弁をさせていただいた以外にも、いろいろ、随時といたしますか少しずつの相談等々は担当者といましておったというのもありますので、全く動きがなかったということではなく、様々な検討をしていたということでございます。

○議長（杉浦久直） 大原議員。

○1番（大原昌幸） ちょっと質問が違うかもしれませんが、建築士さんが替わられた理由というのは何かあるんでしょうか、お聞かせください。

○議長（杉浦久直） 市長。

○市長（中根康浩） 特にありません。

○議長（杉浦久直） 大原議員。

○1番（大原昌幸） 次の質問に行きます。

質問の前提としまして、市街化調整区域の場所に、選挙とは関係のない通常の事務所ではなくて短期間の選挙事務所を建築することは、建築基準法第85条第6項に基づいて可能となっております。その場合には、仮設建築物許可の申請を行った後に建築確認の申請が必要となります。そこで、問題となっているプレハブのある敷地ではありますが、もしかしたら少し理解が違っているかもしれませんが、2005年9月の衆議院選挙の際と2009年8月の衆議院選挙の際には、少なくとも現在のプレハブの奥側に、今はもうありませんけれども、2階建てのプレハブがあったと思います。詳細は分かりませんが、恐らく衆議院選挙の前後での短期間の設置だと推測がされるわけですが、そこで市長に質問いたします。

この2階建てのプレハブにつきましては、建築基準法に基づいた仮設建築物許可の申請や建築確

認の申請を行っていたのかどうか、お聞かせください。

○議長（杉浦久直） 市長。

○市長（中根康浩） 大原先生もよく御案内のとおり、選挙に際しまして候補者は事実上そういった実務に携わることはできないのが状況でございますので、私自身が確認していることではありませんけれども、そういった手続を経て設置をし、選挙が終わったから撤去をしたということだろうと思います。もし役所に記録が残っていればお答えできると思いますけれども、私はそういうふうに思っております。

○議長（杉浦久直） 都市政策部長。

○都市政策部長（鈴木広行） ただいまの大原議員の御質問の中で、一度、その2階建ての仮設の許可並びに建築確認申請は出ております。

以上でございます。

○議長（杉浦久直） 大原議員。

○1番（大原昌幸） ありがとうございます。

衆議院選挙の2階建てのプレハブの場合には仮設建築物許可の申請をして、しっかりと適法な状態にしていたということでありました。秘書の方が申請をしたと思われます。もちろん、選挙のときに、特に衆議院の候補となれば大変忙しいので、そういった実務は秘書がやるというのは、私もよく分かっております。けれども、こういった今問題になっているのであれば、少しそういったことも確認をして、この状況で確認しておくべきではないかと考えております。

そこで質問ですけれども、同じ敷地の中で、一方で適法な状況で選挙事務所があった、そして一方で違法な状況のプレハブが存在したということで、改めてですけれども、どうしてこのようなバランスが悪い状況になってしまったのか、市長の見解をもう一度お聞かせください。

○議長（杉浦久直） 市長。

○市長（中根康浩） 見解と言えるほど理路整然とした答弁はできませんけれども、選挙事務所は、私が当事者となって使うものであったということ、現在問題になっているものは、私のものではなく

私の父親がかねてから設置をし使用していたものであると、そういう違いがあつて、そこに現状のような違いが生じているんだろうというふうに推察をいたします。

○議長（杉浦久直） 大原議員。

○1番（大原昌幸） 2021年5月に市長が行政指導を受けまして、1年9か月後の今年の2月下旬になってから市に対してプレハブの撤去をしていくことを伝えたと理解をしておりますけれども、その今年2月の初旬には、一部報道機関から市長への取材の申入れがあつたと聞いております。

市長は、記者会見の中で、問題のプレハブのことを自分の敷地内にある使っていないごみという表現をされていたようでありますけれども、もし今年2月の一部報道機関からの取材の申入れがなければ、例えばですが、ずっとプレハブは取壊しをせずに放置だった可能性があるのかどうか、お聞かせください。

○議長（杉浦久直） 市長。

○市長（中根康浩） あの建物をごみと表現したことはありません。ごみとして、使わないものとして、そこに存置をするということが使用しないということに該当するのかどうかということ、問合せというか調べるというか、聞いたことがありますので、その話の一環として、そのごみというワードが出てきたものと思っております。

それから、報道がなければ、取材がなければということについては、これは当初から申し上げておりますように、いずれ速やかにかというか、いずれ撤去をし、違法状態を解消するつもりでおりましたので、報道のあるなし、取材のあるなしは関係ないものと思っております。

○議長（杉浦久直） 3番 田口正夫議員。

○3番（田口正夫） 多くの議員の皆さんが質問されましたので、ほぼ質問項目がなくなりましたが、先ほど小木曾会長さんが後の参考のための質問だというような文言を言われたような気がします。私も、今ここで云々という話はできませんけれども、この間、職員の皆様方が一生懸命いろんな形で努力をしていただいたことには、まずも

って敬意を表するところであります。

少しだけ確認させていただきたいことがあるんですが、プレハブの選挙事務所と呼ばれるもの、それから後援会事務所というふうに呼ばれるものについて、我々選挙のたびにプレハブを建てますと確認申請を出して検査を受けるわけでありすけども、これが義務化されたのはいつ頃の話でしょうか。

○議長（杉浦久直） 都市政策部長。

○都市政策部長（鈴木広行） ただいま議員の御指摘があったように、選挙を執行する場合には、建築指導課建築審査係の名で、仮設事務所の取扱いについては法を守ってくださいという形で1枚ペーパーを配らせていただいております。これについては、選管と調整をさせていただいております。

以上でございます。

（「時期について」の声あり）

○都市政策部長（鈴木広行） 答弁漏れがございました。申し訳ございません。

いつからということですが、基準法ができたときからということで、昭和25年からでございます。

○議長（杉浦久直） 田口議員。

○3番（田口正夫） 今、昭和25年とおっしゃられたけど、それからしばらく僕らも指導がなかったんですけど、私、2期目のときだったかな、平成20年のときに初めて書類が回ってきまして、そのときに造ったときは確認申請を出させていただいて検査したわけでありすけども、できたのは25年というのは分かるんですが、正式に我々に通知が来るようになったのはいつですかという話です。

○議長（杉浦久直） 都市政策部長。

○都市政策部長（鈴木広行） 失礼しました。法律はそういうことですけれども、その設置をしたという文書を出させていただいたのは、ちょっといつからということは今の段階でお示しできませんけれども、後ほどすぐ回答させていただきますが、平成になって、20年頃には出ていたかと思っています。

以上でございます。

○議長（杉浦久直） 田口議員。

○3番（田口正夫） すぐにはちょっと無理だと思いますけど、お知らせいただきたいというふうに思います。

そして、これは1回ずつ私どもは壊してしまいます。たった1か月半のことで確認申請を出してやるわけでありすので、きっと議員の皆様方もプレハブを造るときは大変な努力が要ったろうというふうに思います。しかしながら、これは議員の務めでありすのでやっているわけでありす。

こういったずっと前から建っているものについての見回りをしたときに、どういった体制でどういうふうな順番に上に上げていかれるのか、職員さんの中で、その手法というんですか、そういう手法を教えていただければありがたいと思います。

○議長（杉浦久直） 都市政策部長。

○都市政策部長（鈴木広行） お答えをいたします。

一般的な指導につきましては、通常はやはり通報等に対して我々が動くことになります。通報を受けますと、現地確認をさせていただきまして、違反の確知をし、先ほど行政指導するという話でございましたが、まずは口頭指導から、その後その程度によりまして段階を踏んで文書指導という形に移っていきます。

以上でございます。

○議長（杉浦久直） 田口議員。

○3番（田口正夫） そうだろうというふうに思います。

あの事務所は、プレハブは相当前から建っていたような気がします。よく通りますけども、何度かお邪魔をさせていただいたこともあります。

その中で、最後の質問ですけど、1件だけお聞かせをいただきたいと思います。

あの土地が、阿知和の工業団地とスマートインターの敷地に近いわけでありすけども、それにかかるかどうかというのだけを聞かせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（杉浦久直） 総合政策部長。

○総合政策部長（手嶋俊明） 当該土地は、阿知和の工業団地にはかかることはございません。

以上です。

（「スマートインターは」の声あり）

○総合政策部長（手嶋俊明） スマートインターも同様です。

○議長（杉浦久直） 4番 鈴木雅子議員。

○4番（鈴木雅子） 3月16日及び17日付の新聞の内容がほぼ正しいということを担当課から聞きましたので、今までの御答弁、御質疑の中でお聞きしたことも含めてお伺いをしたいと思います。

まず、都市政策部長にお伺いをします。

この建物が建築されたのが2008年頃で、市が違法建築だと認めたのが2020年5月です。この間12年間は、市として認知をされていなかったのか、あるいはされても指導されてこなかったのか、お聞かせください。

○議長（杉浦久直） 都市政策部長。

○都市政策部長（鈴木広行） 市長選のありました2020年、令和2年10月以前の状況はということですが、建物が存在していたことを当時の職員が知っていたかどうかは不明でございます。

また、違法性について確認する実態調査を行ったかどうか不明であり、記録も残されておりません。当時から違反を確認していたという認識もございません。

以上でございます。

○議長（杉浦久直） 鈴木雅子議員。

○4番（鈴木雅子） 違法建築物というのは多大にあって、その中の一つとしてなのか、あるいは政治家の敷地だからということとそういう忖度があったかどうかは分かりませんが、今御答弁がありました。

それで、市長にお伺いをしたいと思います。

本来、建築の違法性を指摘された時点で、もう既に市長は市長でおありになったわけで、もちろんその前も国会議員という政治に携わる方だったわけです。まずは、その違法性をなくすために即

刻撤去すべきだったと思いますが、先ほど様々な活用を検討している等々御答弁はありましたけれども、調整区域に建物を建てるのがいかに難しいかということは、もう市長御存じだと思うんです。それでもあえてまだ活用をしてということを考える前に、まずは違法である建物を撤去すべきと、こういう選択はなかったのか、お聞かせください。

○議長（杉浦久直） 市長。

○市長（中根康浩） その点については、私の判断の誤りであったと、かねてからおわびを申し上げておるとおりでございます。申し訳ありません。

○議長（杉浦久直） 鈴木雅子議員。

○4番（鈴木雅子） 議会に対しても、それから市民に対しても、やはり今回のことは謝罪をしていただきたいと思います。加えて言うのであれば、たとえ地方の政治であっても、市民から選ばれて、そして信託を受けて市政に携わる者は、私どもも含めて常に襟を正し、そして自己研さんを積んで市民の期待に応えることが私たちの責務だと考えます。

その点、今、謝罪がありましたけれども、やはり違法性を持ったものについては直ちに除去をすべきだったというふうに考えます。

その点で、もう一度お伺いをしますが、現状を続けていたことをどう思うか、そして市民の皆さんに対してぜひ謝罪をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（杉浦久直） 市長。

○市長（中根康浩） 市民に対して、この間謝罪をさせていただいておると思っておりますが、足りないということであれば、なお深く、深く深く謝罪をさせていただきたいと思っております。申し訳ありません。

○議長（杉浦久直） 鈴木雅子議員。

○4番（鈴木雅子） 深く謝罪をし、過去のことは戻りませんので、やっぱりそれは直ちに、本当に襟を正していただきたかったというふうに思います。

そして、もう一つ言えば、先ほどから出ていま

す中根薫元市議が大丈夫だと言われていても、やっぱりその時点で本当に大丈夫なのかということをしちゃんと法や条例に基づいて確認をすべきではなかったかと思います。もう一度お聞かせください。

○議長（杉浦久直） 市長。

○市長（中根康浩） 確認を怠ったことについては、深く反省をいたします。

○議長（杉浦久直） 鈴木雅子議員。

○4番（鈴木雅子） 最後ですが、先ほどの質疑の中で、今後についてはまだ日程が不確定などころがあるというふうにお答えがありました。

ただ、今回一応除去はされるという、除却というか、建物は除却されるということなんですけれども、また今後についての日程あるいは計画で決まっていることがあったらお聞かせください。

○議長（杉浦久直） 市長。

○市長（中根康浩） 本来の話とすれば、除却をした後どのようにするかということは、この事案とは関わりのないことであろうと思っておりますけれども、あえての御質問でございますのでお答えをします。

先ほど、冒頭、清風会の御質問にお答えをいたしましたように、この土地について、今は私の所有でありますけれども、もともと父親から贈与を受けたものということもあって、父親の思いが強い場所であるということもあり、父親が自分のような認知症の人間でも、あるいは障がい者でも高齢者でも地域の人たちが集まれる居場所づくりをしてくれんかということをおっしゃるので、その思いに応えられるような形で、合法的なものを設置していきたいと思っておりますが、その際の建築主や、あるいは営業主等々については誰にするかということはまだ決まっておられません。

○議長（杉浦久直） 都市政策部長。

○都市政策部長（鈴木広行） 先ほど田口議員から御質問のございました件についてお答えをさせていただきます。

仮設事務所に関する議員に対する通知文につきましては、平成21年から送付を開始している履歴

はございますが、それ以前は不明でございます。

以上でございます。

○議長（杉浦久直） 以上で、緊急質問は終わりました。

暫時、休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時25分再開

○議長（杉浦久直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（杉浦久直） 日程第2、第1号議案外44件を一括議題とし、付託議案の審査結果について、各常任委員長から報告を求めます。

総務企画委員長、30番 柴田敏光議員。

（30番 柴田敏光 登壇）

○30番（柴田敏光） 総務企画委員会に付託された議案審査について、御報告します。

本委員会は3月13日に開会し、審査した結果、付託議案はいずれも全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の際、第4号議案「岡崎市手数料条例の一部改正について」では、「マンション管理計画の認定に係る条例改正の概要と認定を受けるメリットについて何う」との質疑に対し、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律が改正されたことに伴い、地方公共団体はマンション管理適正化推進計画を策定できることとなった。この計画では、マンション管理の適正化に係る目標・指針・認定基準等を定めることができ、これにより分譲マンションの管理組合等は、計画内に示された認定基準を満たした管理計画を作成の上、自治体に対し適正に管理されているマンションとしての認定申請ができる。本市においても、3月下旬にはマンション管理適正化推進計画を策定・公表し、4月から認定制度を開始する予定としており、その認定審査に係る手数料の額等を定めるものである。この認定を受けるメリットとしては、適正に管理されたマンションとして市場において評価され、マンション自体の価値が向上すること

が期待される。また、認定されたマンションは住宅金融支援機構による金利優遇措置の対象となるほか、購入の際や共用部分のリフォーム工事を行う際の借入金利が引き下げられたり、管理組合が修繕費を積み立てる際の金利が上乘せされることなどがある」との答弁がありました。

このほかにも、審査の過程において質疑応答や意見の陳述がありましたが、以上で委員長報告とします。

(30番 柴田敏光 降壇)

○議長(杉浦久直) 総務企画委員長の報告は終わりました。

ただいまの報告に対して御質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉浦久直) 御質疑はなしと認めます。

次、福祉病院委員長、35番 加藤義幸議員。

(35番 加藤義幸 登壇)

○35番(加藤義幸) 福祉病院委員会に付託された議案審査について、御報告をいたします。

本委員会は3月9日に開会し、審査した結果、付託議案は全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の際、第8号議案「岡崎市国民健康保険条例の一部改正について」では、保険料の後期高齢者支援金等賦課限度額の引上げ及び保険料の軽減判定所得の拡大により、被保険者にどのような影響があるのか伺う」との質疑に対し、「限度額の引上げにより高所得者層にも応分の負担を求めることで、負担感が重いとされる中間所得者層の負担上昇が緩和される。令和4年度の料率算定時点での状態で限度額を引き上げたものとして試算をしたところ、モデルケースとして、2人世帯で両者とも40歳未満で医療分と後期分が該当する場合では、給与収入がおおよそ1,225万円で限度額に達し、給与収入がおおよそ1,000万円以下の世帯で保険料が引き下がることになる。軽減判定所得の改定については、令和4年度の料率算定時の状態に軽減が拡大したのとして試算し、比較すると、2人世帯で両者とも40歳未満で医療分と後期分が該当する場合では、総所得が147万円

より大きく150万円以下である世帯は改定前では軽減対象から外れていたが、改定により新たに2割軽減の対象となる。また、総所得が100万円より大きく101万円以下の世帯は、改定前は2割軽減となっていたが、改定後は5割軽減の対象となる」との答弁がございました。

このほかにも審査の過程において、質疑応答や意見の陳述がありましたが、以上で委員長報告とします。

(35番 加藤義幸 降壇)

○議長(杉浦久直) 福祉病院委員長の報告は終わりました。

ただいまの報告に対して御質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉浦久直) 御質疑はなしと認めます。

次、文教経済委員長、25番 畑尻宣長議員。

(25番 畑尻宣長 登壇)

○25番(畑尻宣長) 文教経済委員会に付託された議案審査について、御報告します。

本委員会は3月10日に開会し、審査の結果、付託議案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の際、第9号議案「岡崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正について」では、「条例改正の概要について伺う」との質疑に対し、「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件について、基準となる告示が一部改正されたことに伴い、条例で定める認定の要件を見直すものである。内容としては、送迎用バス等での幼児等の所在確認と安全装置の装備の義務づけ、職員の配置基準の特例の2点である。

1点目は、昨年9月に静岡県牧之原市の幼保連携型認定こども園で起きた送迎バスでの園児の置き去り事案による告示改正を受け、本条例においても告示と同様に、園児の通園や園外活動等のために自動車を運行する場合の園児の所在確認義務や車内の園児の見落としを防止する装置を設置し、園児の降車時の所在確認義務等を加えるものである。

2点目は、認定こども園に配置しなければならない保育士を、告示と同様に、1人に限り、看護師等をもって代えることができるとするものである。豊富保育園、形埜保育園のような保育所型認定こども園のほか、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園が新たに参入する際には、今回の改正による要件により認定することとなる」との答弁がありました。

このほかにも審査の過程において質疑応答や意見の陳述がありましたが、以上で委員長報告とします。

(25番 畑尻宣長 降壇)

○議長(杉浦久直) 文教経済委員長の報告は終わりました。

ただいまの報告に対して御質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉浦久直) 御質疑はなしと認めます。

次、建設環境副委員長、26番 小田高之議員。

(26番 小田高之 登壇)

○26番(小田高之) 建設環境委員会に付託された議案審査について、御報告します。

本委員会は3月8日に開会し、審査の結果、付託議案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の際、第2号議案「財産の無償貸付け及び減額貸付けについて(岡崎駅西口自転車等駐車場用地活用事業に係る施設の用地)」では、「貸付料を減額する根拠と減額する額の違いについて伺う」との質疑に対し、「これまでも、シビックコア地区交流拠点整備事業や東岡崎駅の北東街区有効活用事業の施設整備に当たり、国の補助メニューの対象外であった駐輪場に対する市独自の支援スキームとして、国の支援策である都市機能立地支援事業に準じ、市が本来支援する分として貸付料の3分の1を減額することに加え、国に代わって市が支援する分として、さらに貸付料の3分の1を減額してきた。

岡崎駅西口自転車等駐車場用地活用事業においても、市が求める駅前のにぎわい創出や、人が集いとどまることが想定できる商業施設や駅利用者

の待合機能などの整備と、継続した運営を図るため、同様のスキームを用いた支援を行っていく。支援の内容は、必須提案事業として駐輪場と飲食や物販などの商業施設の2,543平方メートルについては、市の支援分と国に代わり市が支援する分を合わせた貸付料の3分の2を減額する。また、必須提案施設であるトイレ及び喫煙所の273平方メートルについては、公共性が高く収益性がないことを鑑みて貸付料の全額を減額する。残りの民間提案施設の1,096平方メートルについては、市の支援分として貸付料の3分の1を減額する」との答弁がありました。

このほかにも審査の過程において質疑応答や意見の陳述がありましたが、以上で委員長報告とします。

(26番 小田高之 降壇)

○議長(杉浦久直) 建設環境委員長の報告は終わりました。

ただいまの報告に対して御質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉浦久直) 御質疑はなしと認めます。

次、予算決算委員長、20番 磯部亮次議員。

(20番 磯部亮次 登壇)

○20番(磯部亮次) 予算決算委員会に付託された議案審査について、御報告いたします。

本委員会は3月2日に開会し、委員会で3月2日及び16日の2日間、分科会で3月8日から10日及び13日の4日間にわたって審査した結果、付託議案のうち第14号議案、19号議案、29号議案、31号議案、32号議案、34号議案及び第42号議案から44号議案までは賛成多数で、そのほかの議案は全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の際、第29号議案「令和5年度岡崎市一般会計予算」のうち、歳出4款衛生費では、「粗大ごみ収集システムを新たに導入することによる効果を伺う」との質疑に対し、「現在、粗大ごみ有料戸別収集の申込みは、業務時間中の電話予約のみに限られているが、新たなシステムを導入することでスマートフォンやパソコンなどから

ウェブ上で24時間いつでも予約できるようになり、市民の利便性が高まる。また、粗大ごみの受付事務の効率化、ペーパーレス化にもつながる。収集員は、現行では1日当たり約25件の収集予約に対して、どうしたら最も効率的なルートとなるかを考え、多くの書類や地図を持って回収しているが、システムの導入後は、カーナビゲーション機能を搭載した車載タブレットで予約情報などを確認しながら収集することが可能になり、作業、確認時間の削減によって1日当たりの収集件数の増加につながる可能性も見込まれる。現状で予約から回収まで1か月以上になっている期間が短縮、改善され、市民サービスの向上が図れると考えている」との答弁がありました。

また、同じく歳出7款商工費では、「オーディオガイドやデジタルハイキングといった取組により、新たに市内の回遊促進を展開する事業の内容を伺う」との質疑に対し、「オーディオガイドとは、観光客がスマートフォンを使って、旅の前、途中、後でも観光情報を聞くことができる音声ガイドサービスである。こうした民間サービスを活用して、本市の重厚な魅力をストーリー性豊かに伝えることに重きを置きながら企画をしていく。また、デジタルハイキングとは、決められた日時にコースを回る従来型のウォーキングイベントから進化させ、日時は限定せず、ある一定期間をデジタルウォーキングイベントとして設定し、好きな日時に参加できる環境を市民や観光客に提供するものである。スマートフォンを使いながらGPSと連動したチェックポイントを回り、コース周辺の観光スポットや飲食店などに立ち寄ってお得なクーポンを受け取ってもらい、周遊による観光消費につなげていく」との答弁がありました。

このほかにも審査の過程において質疑応答や意見の陳述はありましたが、以上で委員長報告いたします。

(20番 磯部亮次 降壇)

○議長(杉浦久直) 予算決算委員長の報告は終わりました。

ただいまの報告に対して御質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉浦久直) 御質疑はなしと認めます。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

1番 大原昌幸議員。

(1番 大原昌幸 登壇)

○1番(大原昌幸) 無所属の大原昌幸です。議長のお許しをいただきましたので、本3月定例会に上程されました45件の議案のうち、第29号議案につきましては反対の立場から、その他の44件の議案につきましては賛成の立場から、討論を行います。

それでは、第29号議案「令和5年度岡崎市一般会計予算」の中から、反対する部分について説明してまいります。

まずは、1款議会費、議員報酬等のうちで、議員手当が1億954万8,000円計上されております。これは年に2回、6月と12月に分けて支給される議員報酬の手当、いわゆるボーナスであります。昨年12月議会の際に、一般の議員であれば年間で4万4,516円を増額する議案が提出されまして、賛成多数で可決、成立してしまいました。新型コロナウイルスによる影響や物価高、電気代の値上がりなどの状況の中で、給料が上がらずお困りの方々がいらっしゃることから、国の人事院の勧告に連動する形での議員報酬の手当増額は市民の理解を得られにくいと考えます。そこで、昨年12月より前の手当の金額に戻すべきだと考え、反対いたします。

次に、3款民生費、保育園費のうち園児健康管理業務の医薬材料費としまして、保育園とこども園での虫歯予防のため、園児が薬剤を使用している方がいをするフッ化物洗口の分が5万円計上されております。

そして、10款教育費、学校保健・環境衛生関連業務の消耗品費の中で、小学校におきまして、児童が使用するフッ化物洗口の分が57万9,000円計上されております。フッ化物洗口は、虫歯予防への効果と体の小さな子供に対する毒性の影響に関しまして、学識者や歯科医師等が賛成派と反対派

に分かれて議論も続いている中で、WHO——世界保健機関では、6歳未満の子供にはフッ化物洗口は実施してはいけないと禁止し、さらに、フッ素入り歯磨き剤の効果は、今後、研究が必要であるという記述のあるテクニカルレポートを発表しておりますが、日本では、このレポートの正確な内容が知られていない状況であります。やはり、大人と異なり、体の小さな子供に関しては、慎重に判断すべき内容だと考えます。

そして、2011年には、日本弁護士連合会からは、園児や小学生に対する集団フッ素洗口塗布の中止を求める意見書が、厚生労働省、文部科学省、各地方自治体に対して提出されていることから、私は、保育園、こども園、小学校にて実施されているフッ化物洗口にて使用される薬剤費について、反対をいたします。

そして、意見であります。フッ素化合物による虫歯予防よりも、もっと根本的な予防法があります。そもそも虫歯の原因であります虫歯菌は、主に家族間で同じ食器を使用したり、食べ物を口移しするなど、唾液から感染するものでありまして、口の中に常在菌がまだいない3歳頃までに虫歯菌を感染させないことが、その人が一生虫歯になりにくいかどうかを決めてしまいます。そういったことから、虫歯の予防で最も重要なのは、特に家族間で唾液感染させないことでありまして、私が一般質問で取り上げた後、平成31年に発行されました「健康おかざき21計画（第2次）」の計画後期の方向性として、唾液による虫歯の母子感染について啓発していくことを明記していただきました。ありがとうございます。現在、離乳食教室の中で、お母さん方に向けて啓発をいただいていると聞いておりますが、今後、市のホームページや市政だよりなど、さらなる唾液による母子感染の啓発を行っていただき、高齢になっても自分の歯で食事ができる人の割合が増加するように、根本的な虫歯予防を強くお願いしたいと思えます。

続きまして、8款土木費、乙川リバーフロント地区施設管理業務の中で、土地賃借料が1,167万

6,000円計上されております。事業用地の一部についての賃借料の支払い経費とのことであります。コンベンション事業及びホテル事業に関しましては、先月の2月24日に、本市に対して、コンベンション事業者、ホテル事業者からの契約協議の中止に係る正式な通知が届きました。事業者が撤退する主な理由としては、コロナ禍の収束が不透明なことや物価高、賃金アップ、ロシア・ウクライナ間の戦争による世情不安などの影響の中、今後の方針を検討した結果、存続が難しいとのことであります。

一方、今後の市の方向性としましては、次点の優先交渉権者の事業者がコンベンション事業を行ってくれるのか判断をいただき、それが無理ならば、再び新たな事業者を公募することで、コンベンション事業・ホテル事業は今後も継続していく方針とのことであります。令和3年の12月議会にて、本市から事業者に対して支払う4,275万円の損害賠償議案が可決成立しましたが、これは、コンベンション事業について市民の意見を取り入れて、アップグレードさせた新たな方向性を受けて、事業者側がそれまでに検討してきた内容の見直しとなったことが主な損害内容とのことであります。このたびに関しましても、今回撤退した事業者側がコンベンション事業のプロジェクトについて支出してきた費用については、合理的な範囲内で市が負担をしていく可能性があるとのことであり、さらなる本市の負担が懸念されるところであります。今後、次点の優先交渉権者がどう判断されるのかは分かりませんが、コンベンション施設完成後15年間の事業の計画の中で、コンベンション施設に係る光熱水費約40億円を市が負担する分、事業者の経費負担が軽くなっていくにもかかわらず、本事業から事業者が撤退するというのであれば、引き受けてくださる事業者がいるかどうかは大変難しいと考えます。

そこで、繰り返しになりますが、将来の公共施設や道路、橋などのインフラの修繕、更新費用が498億円不足すると試算されている中で、太陽の城跡地の活用に関しましては、一旦白紙にするべ

きであり、事業者側が撤退を決断した状況でコンベンション事業を継続していくべきではないと考え、予算に反対いたします。

次に、賛成する部分ではありますが、まず、3款民生費の中で、私立保育園運営支援業務、保育園管理運営業務、こども園管理運営業務がありますが、公立の保育園におきまして使用済みの紙おむつを園で廃棄し、私立保育園ではおむつ処分に関する費用の一部を補助する予算があります。

園児ごとに使用済みのおむつを保管する必要性がなくなるため、保育士の負担が軽減され、衛生環境の向上や保護者の利便性の向上にもつながることからも賛成いたします。

次に、4款衛生費の中で、スマートウェルネスシティ推進業務としまして651万6,000円が計上されておりますが、この中に、市内の飲食店と協力し、野菜たっぷりメニューを提供していただいたり、スーパーやコンビニなどで野菜摂取に向けた紹介用のポップを設置していただくなどの、野菜摂取量を増やすための取組が入っているとのことあります。

以前に、私の一般質問でも取り上げましたが、野菜不足と病気との関係性が考えられることから、今後も引き続き市民の野菜摂取量向上のため、取組をお願いしまして、賛成いたします。

続きまして、予防接種業務の中に、帯状疱疹予防接種が7,996万9,000円計上されております。これは、50歳以上を対象としまして水痘生ワクチンは1回分の3,360円を助成し、不活化ワクチンでは1回当たり1万60円を2回分で2万120円助成する予算であります。この帯状疱疹予防接種の助成につきましては、市民からも要望の多い内容であることから、賛成いたします。

次に、7款商工費のうち、ものづくり共創支援業務、戦略推進支援委託料としまして880万円が計上されております。また、中小企業対策費としまして創業・起業のしやすい環境整備の費用が660万円計上されております。さらに、ものづくり産業・新産業の振興としまして、産学官連携ものづくり支援業務が2,400万円計上されております。

す。中小企業は地域における経済の活性化を促進し、国全体の活力の維持や強化につながっているなど重要な存在でありますので、中小企業の経営基盤の安定化や、自立した事業の競争力向上等のための支援策を、今後さらに進めていただくことをお願いし、賛成いたします。

次に、8款土木費の中で、本宿駅周辺地域拠点関連道路整備業務が4億8,185万4,000円計上されております。これは、本宿駅周辺の定住人口の増加と、将来開業の計画のあるアウトレットモールによる交流人口の増加に対応するため、骨格道路となる市道池金本宿線の幅員を20メートルとし、また三つの渋滞対策を含めた道路整備をアウトレットモール事業者と一体となって実施していく予算とのことです。その渋滞対策の一つ目としましては、国道1号城屋敷交差点の豊橋方面からの右折帯の滞留長の延長や、骨格道路から国道1号豊橋方面へ向かう左折専用車線の設置であり、渋滞対策の二つ目としましては、新東名高速道路岡崎東インターチェンジから国道473号を経由した流入に対する左折専用車線の増設、渋滞対策の三つ目としましては、県道生平幸田線と市道池金本宿線の交差点部を主従変更していくとのことです。

これら以外にも、さらなる渋滞対策ができないかの検討をお願いしまして、安全で円滑な交通の確保のために、賛成いたします。

続きまして、河川等の整備・保全としまして、1億1,899万円計上されております。これは、主な改修業務としましては、北本郷支川改修測量設計業務、六斗目川改修修正設計業務などであり、賛成いたします。

次に、若松線整備業務としまして4億8,572万1,000円が計上されております。若松線が開通しますと、藤田医科大学岡崎医療センターへの通行など、東西のアクセスが大変便利になります。また、この業務と連携して、県の事業として行われる砂川の河川改修もあります。砂川の地域では、東海豪雨や8月末豪雨にて、床上浸水、床下浸水の被害があった地域でもありますので、河川の改修によりまして、より安全性が高まることになり

ます。若松線及び砂川の河川改修の完成につきましては、令和18年頃と聞いておりますが、今後のスムーズな工事の進捗をお願いし、賛成いたします。

次に、9款消防費、災害対策設備整備工事請負費としまして292万6,000円が計上されております。この中には、事前設置型の特設公衆電話の回線を整備する費用が含まれておりまして、来年度としましては避難所に指定されている東海中学校など3校の小中学校を予定しているとのことでありです。以前に私の一般質問でも取り上げた内容ですが、予算に計上していただきましてありがとうございます。特設公衆電話とは災害時の発信専用の電話でありまして、通信が混雑している場合でも優先的につながりやすく、通話料が無料の電話となっており、緊急時の連絡手段として市民の方々が活用できることになり、大変利便性が高まり、今後の災害への備えのためにも賛成いたします。

次に、10款教育費、教育研究委託業務、教育研究事業委託料としまして218万円が計上されておりますが、これは、小学校で培ったキャリア形成と中学校の職場体験を核とした3年間のキャリア教育をつなぎ、それまでの学習を振り返ることを通して自己のキャリア形成を図るキャリアスクールプロジェクトの取組の予算とのことでありです。こちら私も私の一般質問にて以前に取り上げましたが、目的意識がないままに何となく進学し、そして何となく就職した後で、自分の進路に迷ってしまうような若者が減少しまして、夢や希望に向かって自ら考え、努力できる中学生がさらに増えていくことを期待し、また、今後さらにキャリア教育の取組につきまして力を入れていただくことをお願いしまして、賛成いたします。

続きまして、10款教育費のうちで、地域文化広場施設整備業務が3,721万3,000円計上されております。これはおかざき世界子ども美術博物館の敷地にあります地域文化広場に、雨などの天候に左右されずに遊ぶことのできる大屋根を設置するための測量手数料・設計委託料とのこと。私は、平成25年の一般質問におきまして、雨の日でも子

供たちが遊べる施設をテーマに質問をいたしまして、平成30年の一般質問では、豊田市や刈谷市、碧南市など、屋根付公園の実際の事例とともに、本市内の公園に屋根を設置していくことを提案し、その後、毎年の予算・施策要望でも取り上げてまいりましたが、今回の予算計上に感謝申し上げます。ありがとうございます。コロナ禍の影響によりまして、運動を活発に行う子供たちと運動不足の子供たちのさらなる二極化が進んでいるという報道もありますので、公園への屋根の完成後には、天候を気にせずに大いに活用されますことを期待しまして、賛成いたします。

以上、意見を申し上げまして、私の討論といたします。

そして、結びとしまして、この3月末をもちまして御退職されます職員の皆様方には、長きにわたる市政への御尽力に対しまして、深く感謝を申し上げます。ありがとうございました。

(1番 大原昌幸 降壇)

○議長(杉浦久直) 暫時、休憩いたします。

午後0時 休憩

午後1時 再開

○議長(杉浦久直) 休憩前に引き続き会議を開きます。

23番 鈴木静男議員。

(23番 鈴木静男 登壇)

○23番(鈴木静男) ただいま議題となっております第1号議案外44件に対しまして、自民清風会を代表し、全議案賛成の討論を行います。意見や要望については、各委員会でも申し上げておりますので、そこで賛成理由の討論のみを行って進めさせていただきます。

第2号議案「財産の無償貸付け及び減額貸付けについて」であります。

本議案は、岡崎駅西口自転車等駐車場用地活用事業に伴う複合施設用地として、無償貸付け及び貸付料の減額を行うものであります。

岡崎駅西口自転車等駐車場用地を活用することによりまして、多世代が利用できる商業施設の誘

致や、多くの人が集える開かれた空間整備が行われることとなります。これにより、岡崎駅周辺はもとより、岡崎南部地域のさらなる魅力向上につながるものであると期待でき、賛成をいたします。

続きまして、14号議案「令和4年度岡崎市一般会計補正予算（第14号）」でございます。

歳出においては、財政調整基金積立金。財政調整基金の令和4年度末残高見込みが121億62万6,000円となり、財政調整基金の目安である100億円を超える額を確保できたということは大変評価をいたします。

歳出全般としましては、国の補正予算等に基づき、小学校校舎改修事業などの令和5年度当初予算の一部を、令和4年度3月補正予算に前倒しし、積極的に国庫支出金を活用して事業進捗を図ることとした判断は適切であり、評価をするものであります。

歳入としまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であります。令和4年度分として、交付決定及び今後、交付決定を見込むものについて30億8,304万6,000円を計上されました。市単独事業を中心に51業務へ合計30億4,804万6,000円を充当し、適切なタイミングで必要な事業ができることを評価いたします。

以上申し上げ、第14号議案に賛成をいたします。

続きまして、第29号議案「令和5年度岡崎市一般会計予算」であります。

予算編成としましては、大河ドラマ「どうする家康」を好機とした地域活性化や本市の魅力向上に取り組むとともに、引き続き新型コロナウイルス感染症対策に取り組むほか、3年目を迎える第7次岡崎市総合計画に掲げる各施策に加え、少子高齢化をはじめとする基本政策にも、しっかりと取り組みながら、社会環境の変化にも的確に対応させた『「家康公愛」「岡崎愛」を深め ひとが輝き まちに賑わいが生まれる予算』として、財政が厳しい中でありますが、令和5年度の当初予算が編成されたと伺っております。

歳入においては、主となる個人と法人を合わせた市民税総額では、前年度対比4.9%増の292億

9,925万円を計上、固定資産税は、土地と家屋と償却資産を合わせた固定資産税総額では、前年度対比1.6%増の284億4,654万円を計上、また、都市計画税では、前年度対比2.9%増の54億1,511万円を計上されました。

予算編成に当たっては、エネルギー価格や原材料価格、人件費等の高騰による影響を考慮した中においても、基金繰入金は前年度対比28%減の52億5,801万円を計上したとされました。現時点の令和5年度末の財政調整基金の残額は約69億円の見込みとのことですが、令和4年度の繰入金は、過去の特別な年度に計上した50億円にさらに5億円を上積みし、例外的な年度として55億円の繰入金としましたが、令和5年度におきましては、財政調整基金45億円の繰入金で当初予算編成作業を行ったことは、大いに評価するものであります。今後につきましては、決算剰余金及び補正予算での積立てを行い、最終的な年度末残高は100億円を維持できるとの見込みであります。

市債の状況は、一般会計の歳入における市債は、道路整備、岡崎駅東土地区画整理などの事業で34億6,700万円を借り入れ、前年度対比9.5%増であるものの、歳入全体に占める市債の割合は2.6%とのことでありますので、市債活用についても評価いたします。

次に、歳出においては、第7次総合計画、分野別指針の項目に沿って討論をさせていただきます。

まず、暮らしを支える都市づくりであります。

本宿駅周辺地域拠点関連道路整備業務であります。地域拠点として整備する本宿駅周辺の定住人口の増加及びアウトレットモールを核とした観光施策実施による交流人口の増加に対応するため、骨格となる道路整備へは、安全で円滑な交通を確保した渋滞対策を取り入れることは必要であり、本業務は重要な整備であると考えます。

東岡崎駅周辺地区整備推進業務であります。令和11年度完成を目指して、本市の玄関口である東岡崎駅周辺地区を、「誰もが使いやすい にぎわいの交流拠点」となるよう整備することにより、にぎわい創出に寄与することを期待できます。迅

速に本業務を推進するべきであります。

岡崎駅周辺整備業務であります。岡崎駅周辺地区の道路、広場等整備や規制誘導等の整備改善を図り、市民が安全・安心・快適に生活できる魅力と活力あるまちづくりを進めています。令和5年度は、岡崎駅西口駅前広場において、一般車駐車場等の整備を行うことは利用者の利便性の向上や地域発展にもつながり、必要な事業であります。

次に、暮らしを守る強靱な都市づくりであります。

災害対策本部等関連業務であります。災害業務に合わせて、庁内で組織横断的な連携をさらに加速させていくことは必要であり、限られた職員が効率よく、初動期から迅速かつ柔軟に配置できるような体制を整えていくことは、現在において課題であるというふうに認識しております。これらの現在までの課題を解決するため、目標管理型組織の導入を検討し、令和6年度から実施を目指すということは、市民の安全と命を守ることとなります。早期に迅速に進めるべきであります。

持続可能な循環型の都市づくりであります。

再生可能エネルギー設備設置補助業務。脱炭素先行地域計画における公共施設や民間施設への太陽光発電設備の設置に係る補助を行うものであります。導入の方法は、初期費用のかからないPPA方式を想定し、公共施設の屋根や遊休地、民間施設の屋根などに設置する業務は再生エネルギー活用を大きく推進する業務だと判断いたします。

地消地産・消費者交流推進業務であります。仮称どうだん1万人鍋の開催においては、生産者、消費者、事業者など関係者が連携・協働しながら、八丁味噌や地元の農畜産物を使用した豚汁の1万人鍋を市民や観光客に振る舞うことで、地消地産の推進、農林産業のブランド力の向上等、本市農業の振興を図るための魅力的な業務であります。

次、多様な主体が協働・活躍できる社会づくり。

特殊詐欺対策装置購入補助業務であります。通話録音装置等の購入を補助し、機器設置の促進をすることで、特殊詐欺被害の未然防止が図られることにより多くの方が装置を購入し、被害撲滅に

寄与することを期待します。

続きまして、健康で生きがいをもって活躍できる社会づくりであります。

飼い主のいない猫避妊・去勢手術事業補助業務であります。令和5年度から飼い主のいない猫の繁殖を抑制するため、避妊・去勢手術をした市民に補助金を交付します。また、捕獲する方には、飼い主のいない猫捕獲用具を無償貸与します。動物総合センターに引取りに出される子猫の頭数を減らすことで、殺処分頭数の減少が期待される業務であります。

予防接種業務の带状疱疹予防接種であります。80歳までに3人に1人が発症し、強い痛みのほか神経症状や後遺症などを伴うと言われる带状疱疹の予防を目的に、带状疱疹予防接種費用の一部を助成することは、市民の健康な生活を守るために有益な業務であります。

次、女性や子どもがいいきと輝ける社会づくりであります。

子育て支援施策推進業務。子育て世帯を対象に親子向けのイベントを開催し、子育て世帯の声を聞きます。夫婦で共働きしやすい環境をつくるために、セミナーの開講、男性の育児休暇に関する冊子を作成。それらにより男性が家事・育児に参画できる環境づくりを支援することは重要であります。

私立保育園運営支援業務、保育園管理運営業務、こども園管理運営業務であります。現状、保育中に出る使用済み紙おむつは保護者の持ち帰りとなっておりますが、公立保育園、こども園で廃棄を行います。また、私立保育園でおむつの廃棄を実施する場合は、処分に関する費用の一部を補助します。保育士の負担軽減、そして保護者の利便性の向上、衛生環境の向上にもつながる有効な施策です。評価いたします。

誰もが学び活躍できる社会づくりであります。

スポーツ施設整備業務。マレットゴルフ場新設工事については、高齢者を中心に親しまれている生涯スポーツで、大門河川緑地に専用コースを36ホール新設します。会派要望でもある事業であり、

賛同をいたします。

部活動指導員の増員についてであります。部活動指導員は単独で指導することができるため、また、多くの生徒に専門的な指導を行うことが可能となります。顧問と共に練習試合や大会の引率、指導が可能であるため、教員による部活動指導の負担を軽減できることとなります。今後の教員の働き方改革がより進むことを期待します。

商業と観光が成長産業となる地域経済づくりであります。

大河ドラマの放送に伴い、連日、大河ドラマ館を中心に多くの観光客が訪れています。先週末には、来館10万人達成のセレモニーを開催したということです。

そこで「どうする家康」活用推進業務について、今後、大河ドラマ「どうする家康」を契機とした誘客、そして観光消費の促進を図るため、魅力的な大河ドラマ館の運営と誘客プロモーション等を行うとのことで、さらなる誘客を期待するものであります。

地域経済再生・活性化支援業務であります。大河ドラマ放送後、アフターコロナを見据え、店舗の売上増加及び産業の持続的な成長を実目標に、大河ドラマ「どうする家康」の放送を商機と捉える店舗・事業者を広く募集し、イベント出店支援、情報発信支援、誘客企画支援等のファン獲得につながる各種支援対策を実施し、個店の売上増加と地域経済の活性化の実現に期待いたします。

観光イベント推進業務、観光プロモーション推進業務であります。本市ならではの観光資源を活用した魅力的なイベントを開催し、市内外から観光客の誘致拡大を図ります。大河ドラマ「どうする家康」の放送に合わせた特別な演出を行い、様々な観光プロモーションを展開されることを期待します。

経済振興、観光振興の分野につきましては、大河ドラマを通じた経済の好循環の創出に取り組むため、「どうする家康」活用推進本部会議のワーキンググループを中心に、全庁横断的に各方面からさらなる盛り上げを図っていく取組を行うこと

は重要です。

続きまして、ものづくりが柱でありつづける地域経済づくりであります。

産業立地誘導地区開発推進業務であります。土地利用調査において市内20箇所に指定された産業立地誘導地区のうち、複数地区を選定。周辺環境や法規制の調査を実施の上、土地利用計画を作成し、同地区における産業立地を推進するとのことです。実現につながる業務の推進に期待をするものです。

次に、スマートでスリムな行政運営の確立であります。

行政手続デジタル化推進業務、デジタル活用地域社会推進業務であります。おかざきDXビジョンに基づき、デジタル技術の活用で、一歩先の暮らしを実感できる社会の実現を推進することは重要であります。また、窓口キャッシュレス決済の本格導入、証明書オンライン申請サービスの拡充、高齢者向けスマホ教室の開催、町内会活動のデジタル化支援、子育て世代への活用検討、これらの取組により、デジタル化による市民生活の利便性の向上や本市の市民サービスのさらなる向上につながることを期待し、賛成いたします。

将来の社会情勢が不安な中ではありますが、最善を期して組まれた当初予算であると評価をし、賛成いたします。

次、第32号議案「令和5年度岡崎市国民健康保険事業特別会計予算」であります。

高齢化の進行や医療技術の高度化によって医療費が増加する中では、財源を確保するためには賦課限度額の引上げは理解するところであります。令和5年度の岡崎市国民健康保険事業特別会計においては、後期高齢者支援金賦課額は上がりますが、国保保険料の減額の拡充により、低所得者層の軽減対象が拡大し、中間所得者層にも配慮した保険料の設定となりました。

出産一時金支給額の引上げは、政府が推進する少子化対策の一つで、子供1人当たり支給額は50万円となり、現在の出産費用に十分対応するものと評価をいたします。

産前産後期間4か月の均等割及び所得割の保険料免除も子育て世帯の負担軽減となります。保険料の減免申請受付期間を3月31日という年度末まで延長する内容も現実的な改正内容です。

また、以前より、滞納者に対する取組について意見を申し上げましたが、令和5年度の新たな取組の中で、ショートメッセージによる納付勧奨は携帯電話やスマホに直接届くため、電話や郵便と比べ、リアルタイムで確実に伝わる納付勧奨と評価をいたします。

次に、第42号議案「令和5年度岡崎市病院事業会計予算」であります。

市民病院を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の拡大のほか、圏域内の医療資源の変化など、この数年で大きく変わりました。

このような中、令和5年度は、新型コロナウイルス感染症対策事業など補助金収入が見込まれず、病院事業では約10億円の赤字の予算となっております。ただ、業務の予定量では、入院患者数や病床利用率が減少しているものの、入院収益は増加となっております、経営の効率化が進んでいるものと評価をいたします。

今後は、新たな病院事業経営強化プランに基づき、早期の赤字解消とともに、さらなる経営力強化、機能強化を目指す取組が重要であります。

以上申し上げ、病院事業会計に賛成をいたします。

最後になりますが、本年度末をもって退職される職員の皆様におかれましては、長年にわたる本市の発展と市民サービスのため御尽力をいただいたことを、自民清風会として心から敬意と感謝を申し上げます。これからの第二の人生、健康で充実した時間となりますように御祈念を申し上げます。

以上で、自民清風会、賛成の討論を終わります。

(23番 鈴木静男 降壇)

○議長(杉浦久直) 5番 中根善明議員。

(5番 中根善明 登壇)

○5番(中根善明) ただいま議題となっております第1号議案から第45号議案のうち、第2号議

案、第14号議案、第19号議案、第29号議案、第32号議案及び第34号議案については反対の立場から、それ以外については賛成の立場から、議案の順番に、日本共産党岡崎市議団の討論を行います。

第2号議案「財産の無償貸付け及び減額貸付けについて」。

JR岡崎駅西口無料駐輪場跡地3,710平方メートルを、公募によって矢作地所に30年間貸し付ける議案です。

鑑定評価額は、平米、月410円の借地料を、必須提案施設のトイレと喫煙所71平米は全額減額、有料駐輪場と飲食及び物販の商業施設2,543平米については3分の2減額の136円、駐車場その他1,096平米については3分の1減額の273円で貸し付けるもので、30年間で約3億1,537万円の市の収入を企業に補助することになります。商業施設も駐車場も、周辺住民や駅利用者の切実な要望ではありません。自転車利用者の利便性を悪くしてまで企業の利益を優先させるべきではないと反対してきました。特に、駐車場25台については、狭い道から住宅地を出入りします。住環境と交通安全のためにも造らないことを求めてきましたが、残念です。

第4号議案「岡崎市手数料条例の一部改正について」。

建築基準法の改正により、容積率いっぱいの建築物の外壁や屋根の断熱化のためにその制限を超えるものについて特例を認めたときの申請手数料、また、低炭素建築物及びエネルギー消費性能向上計画認定における集合住宅の申請方法の変更による手数料の変更、マンション管理計画の認定申請手数料を定める条例改正です。

手数料は、全て愛知県と県内自治体と同額ということで賛成します。建物の省エネ化・断熱化は、地球温暖化対策に有効なもので、進められるべきものです。しかし、これまでの認定件数が160件程度と進んでいない大きな理由は、改修に係る費用です。御答弁にありました住宅耐震省エネ改修費補助や設備設置補助、住宅省エネリフォーム事業などは金額も少なく、固定資産税の減免など直

接補助でないものもあり、建築する場合の自己負担がそれほど軽減するものではありません。今後、国において補助金制度の拡充や技術革新への支援が行われるべきではありますが、岡崎市においてもリフォーム助成制度の拡充などを、ぜひお願いします。

マンション管理適正化推進計画について、法整備上、日常管理や建物の維持保全に関しての管理会社とのトラブルを解決する上での実効性の確保が十分ではありません。実際、法施行後も管理会社と管理組合との管理費や修繕積立金をめぐってトラブルが多発をしています。大規模な修繕工事を、そのマンションの管理会社と関連する業者が受注するなど、インサイダー的取引も公然化しています。こうしたマンション管理をもうけ本位の対象にすることを適切に規制することが必要です。

管理計画の認定は、マンションをついの住みかとする住民にとっては必要性を感じられないもので、売却を予定したり資産活用として考えている人たちには価値が上がり、メリットがあります。総会を開くことや防災についての条件は、それほどハードルは高くありませんが、長期修繕計画の積立金については、滞納者が発生した場合、認定が取り消されることもあるということで、十分な住民同士の議論が必要です。

トラブルの解決窓口については、一般社団法人日本マンション管理士会連合会が創設するマンション管理計画認定制度相談ダイヤル、もしくは市でも受け付けるということです。様々な住民がいます。みんなが納得できるように支援をお願いします。

第5号議案「岡崎市附属機関設置条例の一部改正について」。

新たにつくられる岡崎市保育施設等事故検証委員会ですが、これまでも要綱で定められていたものを条例上の附属機関とします。この委員会の対象施設は、公立保育園、公立こども園、地域子ども・子育て支援事業に定められる病児保育事業所等、認可外保育施設で、調査をする事故は、死亡事故、意識不明やICUに入ることとなった事故、

治療に30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故が対象ということです。それより軽い事故の場合、保育園・こども園対応マニュアルにより、医療機関を受診する傷病等について、園から保育課に報告されるということ、その他の施設についても、市に報告いただくように周知され、その他指導監査の機会に確認をしたり、報告前に市が把握した場合は指導をしていくということです。対象事故が限定されていますが、保護者からの求めがある場合にも対応できるようにしてください。

第8号議案「岡崎市国民健康保険条例の一部改正について」。

今回の改正で保険料の減免申請期間を翌年3月31日まで延長することは、党市議団も長年要望してきたことで歓迎します。

出産育児一時金については、厚労省が提出した調査結果によれば、出産費用の全国平均は10年間で6万円近く上昇。公的病院の平均でも45万5,000円に上り、私的病院では50万円になります。帝王切開など出産時に医療的措置をしたり、個室を利用したりした場合は、さらに高額になる可能性があります。妊娠後は、妊婦健診でも高額の自己負担が発生します。出産費用が比較的低い公的病院で見ても、33都府県で費用が一時金の本人支給額を上回っていました。今回の条例改正により、妊婦の出産費用の負担は軽減できる点から賛成はしますが、来年度は、国からの財政支援は1人当たり5,000円しかありません。また、国会での日本共産党高橋千鶴子衆議院議員の質疑に対して、出産育児一時金の財源が、後期高齢者医療制度からも拠出することになり、2年間の経過措置の後には後期高齢者の負担が2倍になるという答弁もされております。財源の付け替えではなく、大企業や富裕層に応分の負担をしてもらえるよう国に求めることを意見として付しておきます。

第9号議案及び第10号議案、岡崎市幼保連携型認定こども園と、それ以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正についてです。

2021年福岡県中間市、2022年静岡県牧之原市で、通園バスに園児が置き去りにされて死亡するとい

う痛ましい事故が相次いだのを受け、バスの乗降時の安全装置の装備が義務づけられます。安全強化策を講じることは必要ですが、事故が相次ぐ根本には低過ぎる保育士の配置基準に問題があります。まずは、この基準を見直すことを国に要望してください。

次に、予算関連の議案です。

岸田内閣は一片の閣議決定で、戦後日本の安全保障体制の大転換をする安保3文書を12月に閣議決定し、今後5年間で43兆円の大軍拡のための大増税方針を発表しました。不戦を決めた憲法9条をないがしろにし、アメリカのアジア防衛線として軍事国家への道を絶対に進めてはなりません。

地方財政計画は、政府方針に基づき、マイナンバー予算をはじめとするデジタル田園都市構想推進、公立病院ガイドラインによる地域医療構想の促進、そして公的サービスの産業化と一体の行革などを、引き続き地方自治体に押しつけるものとなっています。

国の悪政の防波堤の役割を果たすのが地方自治体です。岡崎市の2023年度予算は、一般会計で過去最高額、全予算では過去2番目となっていますが、実質的には、ほぼ横ばいの状況です。コロナウイルス感染症が5月には2類から5類に移行することで、医療費や検査費用負担がどのようになるか不透明なところはありますが、まだまだ感染症拡大防止対策に気を緩めてはなりません。

予算編成方針にもあるように2023年度の予算は、デジタルトランスフォーメーションや温暖化対策、また公共施設の保全予算に重点が置かれています。市税は、コロナ前の2020年度予算と比較して、個人市民税、法人市民税は、まだ回復していませんが固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、都市計画税の増額によって、ほぼ横ばいの状態となっています。

以下、16日に行われた予算決算委員会で陳述した意見に補足、追加をする部分について述べます。

第14号議案「令和4年度岡崎市一般会計補正予算（第14号）」。

2款総務費、1項4目戸籍住民基本台帳費、戸

籍整備事業。12月議会の補正予算のときにも述べましたが、戸籍とマイナンバー制度のひもづけの一環である予算の繰越しに反対します。

3款民生費、1項6目、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金。新型コロナ感染症で傷んだ生活を立て直すために、2021年7月から自立支援金がスタートし、今年1月から支援を受けた方の返済が始まりました。しかし、皆さんが生活を立て直しているわけではなく、まだまだ支援が必要な方がいるのが現状です。実際に11名の方が何らかの形で支援を受けました。相談することで延長や減免を受けることができます。感染症が収束したかのような雰囲気になっておりますが、困っている方は実際に、まだまだ存在しております。その方々への支援が引き続き必要だと考えます。

4款衛生費、1項4目、妊産婦・乳児健康診査負担金。申請時の聴覚検査の検診率が上昇したことによる増額です。今年度の当初予算でも述べたとおり、党市議団としても、新生児聴覚検査の費用助成の復活を求めてきた制度が増額補正となり、多くの方が求めていたことだと改めて実感しております。今後も、早期発見、早期治療ができるようにお願いします。

7款商工費、1項3目中小企業対策費、信用保証料補助金。コロナ感染症拡大以降、借換え融資促進のため保証料補助、利子補助が増額となっています。国は、中小企業の厳しい実態から、伴走支援型特別保証もゼロゼロ融資からの借換えを対象としました。金融機関の話では、審査を通らないほどの事業者はほとんどいないということですが、金融機関に相談もできない事業者もいると思います。今回、キャッシュレス決済支援も補正予算で再び実施されますが、東京商工リサーチによれば、2022年の新型コロナウイルス関連倒産は、前年比36.7%の増加です。国の対策の不十分さがありますが、コロナ収束後も経営を継続できるよう、事業者の実態を把握し、支援をお願いします。

8款土木費、2項3目、交通安全施設整備業務。昨年の12月一般質問でも取り上げました自転車ネ

ットワーク計画に基づいて、自転車通行帯である矢羽根の整備です。矢羽根が車道にせり出しているの、車も自転車も危険という指摘をさせていただきました。今回整備されたエリアでは、技術的にできる限り歩道寄りに整備をしていただいたことは理解をしますが、今度は一方通行の道路などにも通行帯を整備したことで、家の目の前に整備された住民の方から多くの御意見をいただきました。総代や回覧板などで周知したということですが、市民の方に理解していただくことは、もう少し丁寧な説明が必要だと考えます。

4 項 3 目河川新設改良費。矢作町猫田交差点の浸水対策のための北本郷支川の改修が行われます。2012年に日本共産党も一般質問で浸水対策を取り上げました。あれから11年です。下流部の改修が進まなければ着手できなかったことは理解できますが、異常気象が増えています。早急な工事着手をお願いします。

5 項 1 目都市計画総務費、都市計画道路計画策定業務。当初予算が全額減額となっています。中島地区の住宅開発に向けた市街化区域編入のための交通量調査など計画策定のための費用でした。理由は、浸水区域であり、警察との協議が整わなかったということです。税金をかけてほ場整備を行った青地を市街化に編入することには反対です。

10款教育費、3 項 1 目と 3 項 4 目中学校校舎改修業務、甲山中学校校舎整備業務。教室として活用している南棟を2年間かけて大規模改修とエレベーターを新たに増築します。工事の期間中は、仮設校舎を造り、対応していきます。バリアフリーが実現すると木質化も含めて改修がされることで、よりよい環境で生徒たちが授業を受けられるようにします。工事中は生徒たちには不便をかけてしましますが、安全を第一に工事を進めていただくようにお願いします。

債務負担行為、池田遺跡の発掘調査に要する経費。新西部学校給食センターの建設予定地にある池田遺跡の発掘調査をしたところ、さらに古い地層が出たため、債務負担行為の限度額を増額して調査を進めるものです。水田跡が発見されたとの

ことですが、あくまで記録による保存ということです。歴史的な記録を、市民の方に見える形での保存方法を検討してください。

第29号議案「令和5年度岡崎市一般会計予算」。

2 款総務費、1 項10目車両管理費、自動車購入業務、自動車購入費。今回は、貸出用公用車として、ハイブリッドのステーションワゴンを購入します。グリーン調達方針に基づいて次世代自動車の選択を優先すると聞いていますが、トラックなどはハイブリッド仕様がない自動車もあり、ガソリン車もしくはディーゼル車を購入せざるを得ない状況もあります。119台の庁舎管理課管理の公用車を2030年頃までには次世代自動車へ切り替えるということです。今後、技術革新もあるかと思いますが2050年の脱炭素社会のため化石燃料を使わない公用車実現を目指してください。

1 項12目情報化推進費、デジタル活用地域社会推進業務。子育て世代への活用検討については、見守りなどのニーズ調査を行うということですが、国はマイナポータルを利用し、生まれたときから学校検診、事業所での検診といった情報を一覧で閲覧できるようにし、これらの情報を加工してオープンデータ化していくことも検討されています。便利さの一方で、個人情報知らないうちに吸い上げられていくという危険性を国民は知らなければなりません。また、子供のデータの連携は、本人の不利益な情報がデジタルタトゥーとして将来にわたって影響を及ぼしかねない問題点があります。

3 款民生費、2 項 2 目老人福祉費、高齢者福祉施設等整備事業補助業務。要介護3以上の方で特養の待機者が619名いらっしゃいます。今回の業務で特別養護老人ホーム29床、グループホーム18床の47床の受皿が確保できますが、要介護1、2でも必要としている方がいるので、まだまだ足りない状態です。少しでも待機者を減らせるように整備への後押しをお願いします。

2 項 3 目老人福祉施設費、地域福祉センター施設整備業務。60歳未満の方にも中央地域福祉センターの一部を開放して、多世代が交流するスパー

スを設けます。ただし、中央地域福祉センターは、天井の基礎の部分に問題があり、お風呂が入れない状態です。高齢者に人気のお風呂を改修していただき、高齢者の方にも魅力ある施設とし、多世代が交流できる拠点となるようにしてください。

3項2目、私立保育所等創設等支援業務。待機児童解消のためゼロ、1、2歳児を6名から19名までを定員として預かる小規模保育事業所を創設する支援事業です。今回はA型なので全員が保育士の資格を持つ方が保育に当たる施設となります。岡崎市は、これまで営利団体に保育をさせることはありませんでした。待機児童を解消するための制度です。利益を追求する株式会社に保育を任せることが引き続きないようにお願いをしておきます。

4款衛生費、1項3目、带状疱疹予防接種委託料。带状疱疹ワクチンは2019年9月議会にて新免悠香前議員が一般質問で取り上げました。予算要望でも要求してきたものが実現します。带状疱疹で苦しむ人たちが少しでも減らせるように、積極的な勧奨と周知をお願いします。

1項10目、動物保護管理業務、犬等処分委託料。2021年度には、猫の殺処分は実質15件となりました。様々な方の努力下、ここまで減らすことができました。さらに、地域の猫だけではなく飼い主のいない猫の避妊・去勢手術の費用への補助が開始されます。しかし、開始されるのが寄附金があってからとのことです。飼い主のいない猫が、いつ見つかるかも分かりません。できれば、一般財源で恒常的な補助とすべきと考えます。

3項2目環境推進費、ゼロカーボンシティ推進業務。脱炭素先行モデル地域に指定されたことにより、J-クレジットの導入、事業者脱炭素化促進支援、PPA支援、人材育成支援、環境啓発、クールスポット創出などの事業が始まります。J-クレジットについては、今回、エネファームを利用している市民の権利をもらって、行政の排出量の抑制に使うということです。本来は、排出ガス抑制量のやり取りで帳尻合わせをするのではなく、誰もが抑制をすることが必要です。

さくら電力が民間の太陽光発電の電気を購入するということですが、住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金が増額はされておらず、条件も緩和されていません。さらに拡大されることを期待します。

温暖化ガス削減目標を50%に引き上げたことは評価しますが、サーマルエネルギーへの変換とリサイクルは本来両立しません。ごみを出す住民の協力を得て、ごみを元で出さない再利用、再使用などによって徹底的に燃やすごみを減らす方向に転換をすべきです。

4項2目塵芥処理費、資源回収業務。学区の団体での集団回収が減少しており、事業者による回収ボックスや拠点回収への搬入が増えています。集団回収は、地域の負担となりますが、資源化を社会的に意義あることとして住民が自覚的に参加するかけがえのない大事な機会です。リサイクルで地球温暖化対策を啓発するのは、よい機会です。地域の団体で継続できるような支援をお願いします。

6款農林業費、1項3目、有機農業実施計画策定支援委託料。国の「みどりの食料システム戦略」に基づいて、中山間地域における有機農業の様々な取組が実証的に行われます。国の支援メニューの中には、学校給食に有機野菜を導入するための補助金のメニューもあります。地産地消の考えから、地元で作った農薬や化学肥料のない野菜を学校給食へ取り入れることで販路が確保でき、農家の方も安心して有機農業に転換をすることができます。有機農業の促進からもオーガニック給食の導入をお願いします。

1項7目農業支援センター費、農業体験交流業務。定員10名で年間50回の農業塾が開催をされています。農業人口、農業関係人口を増やす取組としても重要だと考えます。多面的機能を持つ農業が広がることは、持続可能社会を築く上でも重要な柱となります。農業の入り口としての農業塾などの取組をお願いします。

7款商工費、1項6目、観光イベント推進業務、花火大会煙火打上委託料。去年は3年ぶりに花火

大会を開催することができました。栈敷を廃止し、完全予約制にするなど、今までにない新しい形での開催となりました。2023年度もほぼ同じ形になるとのことですが、中央総合公園でのパブリックビューイングも人気で人があふれていました。周辺を覆った幕や中総の混雑状況では、また岡崎に行きたいと思ってもらえません。無料で見ることができなくなってしまった方々への対応は、もう少し必要だと考えます。

8款土木費、5項1目都市計画総務費、QURUWA戦略推進業務の自動車購入費です。子供のおむつ替えや授乳などに活用できる車を企業版ふるさと納税で購入して活用するものです。寄附者は、市の指定管理者であるホームメックスで、通常の保管場所は籠田公園地下駐車場を予定しているということです。公用車となる以上、指定管理者の利用については、きちんと規則をつくり、管理してください。

5項3目、岡崎環状線整備業務。岡崎環状線で国道1号から岡崎西尾線までの区間の事業が少しずつ進んでおります。課題となっているのは、1号から川を渡って岡崎西尾線の道路にどのように接続をするかです。計画がある周辺の地元からは、いつできるのかという声が多数上がっております。丁寧な情報の発信と事業の進捗をお願いします。

6項2目公園費、南公園整備業務です。PFI事業実施に当たり、事業者選定予算が計上されています。PFI事業にすることについて反対します。また、事業計画で廃止となるテニスコートとグラウンドの代替施設は、いまだめどが立たないままです。このまま南公園の改修を優先させるのは、パブリックコメントに寄せられた意見を無視し、岡崎市スポーツ施設配置整備方針にも反します。代替施設なく進めることに反対です。

また、矢作公園と地域文化広場への大屋根の設置が進められ、雨の日でも遊べる子供の施設という私たちの公約も一部実現されます。しかし、寒い日や特別暑い日には使えません。屋内施設も必要と考えます。

第30号議案「令和5年度岡崎市阿知和地区工業

団地造成事業特別会計予算」。

埋設された廃棄物を撤去するに当たり、水質管理を新たに行う工程が増えたことにより、2か月延長となりました。水質管理については、周辺の安全対策を考えて、継続的に造成工事終了後も実施をお願いします。また、猛禽類の保護についても、飛来、営巣、巣立ちなどの行動をきちんと調査し、繁殖に影響のないようにしてください。

第31号議案「令和5年度岡崎市農業集落排水事業特別会計予算」。

2024年度に企業会計となります。2023年度の予算には、移行のための費用は含まれないということで賛成しますが、農業集落排水は、一般会計への繰入れをして成り立っている採算の取れない事業です。利益が追求される企業会計に編入することは、さらなる下水道事業会計への圧迫であり、住民へのサービス低下につながります。農業集落排水事業の企業会計化は反対です。

第32号議案「令和5年度岡崎市国民健康保険事業特別会計予算」。

2023年度の国民健康保険事業費納付金が2億6,000万円ほど増加することにより、国民健康保険料が2023年度は値上がりすることが想定されます。一般会計からの繰入金を変更せずにいることも一つの原因です。今でも高い保険料を、これ以上引き上げることに反対します。

社会保険には人头割はありません。子育て支援の立場からも、日本共産党は子供の均等割は廃止すべきと要望をしてきました。今回から妊産婦の所得割、均等割が免除になり、2022年度からは未就学の均等割が半額になりました。党市議団は、せめて子供の均等割を廃止するよう求めています。未就学児分については1,600万円ほど追加で繰り入れることで実現ができます。子育て支援の一環としても均等割の負担をなくすことを要望します。

第33号議案「令和5年度岡崎市後期高齢者医療特別会計予算」です。

国は、年収が153万円を超える75歳以上の高齢者の保険料の大幅値上げを含む法改正を、今国会

に提出しています。物価高騰の下、年金は目減りし、昨年10月から医療費の窓口負担も倍増しております。受診抑制が懸念をされます。現役世代の保険料負担の上昇を抑制するのであれば、国庫負担こそ増やすべきであり、後期高齢者の保険料引上げを行わないよう国に求めてください。

第34号議案「令和5年度岡崎市介護保険特別会計予算」。

総合事業の介護予防・生活支援サービス事業費指定事業者負担金が、前年に比べて1億1,550万円と、約17%減額となっています。要支援1、2の人を介護サービスから締め出す総合事業を続けていることに反対します。

第42号議案「令和5年度岡崎市病院事業会計予算」。

開院のときからの懸案事項である駐車場対策が拡大します。場所は少し離れますが、敷地内に拡大され、職員の駐車場にもなるということで、中総等にとめていた職員が夜勤後に遠くの駐車場に行かなければならないという事態が改善されることを歓迎します。また、満空表示も新たに設置されるということで、使いやすい駐車場となることを期待します。

補正予算の際に要求していた診察時間のピークの変更については、なかなか難しいようです。公共交通として、シャトルバスの導入や名鉄バスの増便をお願いします。

看護助手が平日日中にも配置されることにより、派遣職員の人員が増になっています。看護師等医療職の多忙化解消には有効かと考えますが、需要に応じて切捨てのできる派遣ではなく、会計年度任用職員での採用をお願いします。

第43号議案「令和5年度岡崎市水道事業会計予算」。

2023年度の当期純利益は3億3,582万円としています。年度末に向けて、大きな収入の変化がなければ、恐らく利益はこれよりも少なくなることが予想されます。老朽化対策、耐震化対策が進められていますが、水道事業は下水道に比べて国の補助が少なく、苦勞をされていることと思います。

しかしながら、昨今の物価高、景気の低迷、国民の所得の低下で、命を支える水道料金を引き上げることのないようお願いをします。

水道情報活用システム標準仕様研究会等負担金については、システムを全国標準化するための研究会に参加をしているということです。国のデジタルトランスフォーメーション戦略の中には、企業が参入しやすいよう、様式やシステムの全国統一化が進められています。それぞれの市町村独自のシステムがあります。全てを標準化することがないよう国に要望してください。

2023年度、新たに技能職員1人の新規採用が行われました。世代間の継承、技術の継承のためにも技能職員は計画的に増やしてください。

第44号議案「令和5年度岡崎市下水道事業会計予算」。

下水道事業会計でも、当期純利益が1億623万円と、水道事業会計と同様の状況です。料金の改定による市民の負担増は行わないようにお願いします。

伊賀川流域浸水地域の水を八帖北幹線に接続するための愛宕幹線の工事が始まります。大きな被害を出した東海豪雨から21年、本当に長い年月がかかりました。着実な浸水対策が進められていますが、まだ完全ではありません。伊賀川の拡幅を含め、市民の命と財産を守るための浸水対策をお願いします。

第45号議案「令和5年度岡崎市一般会計補正予算（第1号）」。

歳入22款5項2目、給食費負担金収入です。物価高騰の影響で学校給食費が上がります。小学校で1食7円、中学校で1食11円の値上がりですが、2023年度は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、2023年度の保護者負担に値上がりはありません。しかし、2024年度からは、不透明な状況です。子育て支援の観点から、給食費の無償化が各地で行われております。先月の安城市の市長選では、給食の無償化を公約としており、国でも給食の無償化を子育て支援の一環として打ち出し始めました。給食の無償化こそ、

今必要な施策だと考えます。

3款3項5目、放課後対策業務。矢作北学区の市民ホームを利用し、低学年の放課後児童クラブの待機児童を少しでも解消する取組です。NPO、総代会、市民ホーム運営関係の方々でこの取組が実現しました。今回の実証実験の運営者は、安心・安全な子供の居場所を提供した実績のある法人とのことです。実証実験とのことですが、子供にとっても預ける保護者にとっても安心して預けられる場所となるようにお願いします。

結びになりますが、本年をもって退職をされる職員の皆様、敬意と感謝を申し上げます。

以上をもちまして、日本共産党岡崎市議団の討論とします。

(5番 中根善明 降壇)

○議長(杉浦久直) 31番 加藤 学議員。

(31番 加藤 学 登壇)

○31番(加藤 学) 新型コロナウイルスの発生から3年余りがたちました。新型コロナウイルス感染症への対策が大きく変わろうとしています。これまでの3年間、新型コロナウイルス感染症対策において、限られた人員・資源の中で最大限の対策を講じていただきました全ての職員の皆さんに、改めまして敬意を表し、感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、民政クラブを代表して、本定例会に上程されました全議案に対し、賛成の立場から討論を行います。

第2号議案「財産の無償貸付け及び減額貸付けについて(岡崎駅西口自転車等駐車場用地活用事業に係る施設の用地)」。

貸付料の減額については、市が求める駅前のにぎわい創出や人が集いとどまることが想定できる商業施設や駅利用者の待合機能などの整備と継続した運営を図るため、都市機能立地支援事業に準じた支援策として、同様のスキームを用いたもので、適切な支援であると理解をします。令和6年度の春以降に開業を目指す「エキニシコマチ」に期待をします。

第6号議案「岡崎市職員定数条例の一部改正に

ついて」。

市費負担教員の採用及び消防力の強化等のため、職員の定数の適正化を図るものです。市費負担教員の増員は、令和5年度から市独自で実施する小学校における32人学級プロジェクトに向けた任期付職員の増員です。32人学級プロジェクトは全国でも先進的な取組であり、「未来を拓き、豊かに生きる力をもった子ども」の育成に期待をします。

第14号議案「令和4年度岡崎市一般会計補正予算(第14号)」。

3款3項1目児童福祉総務費、こどもの安心・安全対策支援業務について。令和4年9月に起きた送迎用バスへの園児置き去り死亡事案を受け、改正された厚生労働省の省令等に基づき、岡崎市として児童発達支援事業所、放課後デイサービス事業所及び認可外保育施設に対し、送迎用バス等への安全装置を装備するために必要な補助業務です。それぞれの施設に対して、令和5年4月1日から義務づけられる二つの内容に加え、代替措置も含めて確実に実施していただくようお願いします。また、行政側は指導を徹底していただき、児童の安全が確保できるようお願いします。

第29号議案「令和5年度岡崎市一般会計予算」。

歳出について、款を追って意見を申し上げます。

2款1項11目企画費、都市シンクタンク業務について。現在、契約している東京サテライトオフィスが移転するとのことです。利便性については、今までと同様とのことであり、今後も様々な情報発信、情報収集の場として活用されることを期待します。また、契約しているワークスタイリングが、全国に約150拠点のサテライトオフィスを展開しているとのことです。全国主要都市においても東京サテライトオフィスと同様に活用されることをお願いします。

3款2項2目老人福祉費、高齢者保健事業・介護予防一体的実施業務について。これまで縦割りとなっていた保健事業と福祉事業が連携を図り、高齢者への切れ目のない支援を一体的に実施する事業であります。また、本市独自の取組として、後期高齢者全体を対象として、健康状態やフレイ

ルリスクを把握し、地域全体の健康課題を把握することができるということです。健康課題に合わせた事業展開により、生活習慣病の重症化や介護の予防に加え、適切な支援につなげることが可能となります。高齢者が地域のごまんぞく体操や老人クラブなどの通いの場でつながり、住み慣れた地域で、その人らしく自立した生活が送れるようになることを期待します。

同じく3項1目児童福祉総務費、子育て支援施策推進業務について。「みんなの声で作る！おかざきこそだて会議」を引き続き開催し、子育て家庭の意見や要望を抽出しながら行政課題の解決に取り組むとのことですが、企業への理解を促進することで、その成果は大きく変わってくると思います。市内事業者も参画しやすい企画運営をお願いします。

4款1項3目予防対策費、予防接種業務について。帯状疱疹の予防を目的にした予防接種費用が、令和5年度から一部助成されます。民政クラブとしてもかねてから要望していた内容であり、評価をします。80歳までに3人に1人が発症し、強い痛みのほか、神経痛や後遺症などを伴うとされる帯状疱疹です。ワクチン接種により必ず発症を抑えられるわけではありませんが、発症率を抑えたり、発症しても症状を軽くできるとされるものです。希望する市民が一人でも多く接種していただくことを期待します。

同じく、10目動物総合センター費、飼い主のいない猫避妊・去勢手術事業補助業務について。飼い主のいない猫への避妊・去勢手術に対する補助は、市内で活動する団体や個人からかねてより要望が出ており、不幸な猫を減らしていくためにも必要な事業と考えます。この事業の財源は、動物愛護寄附金の活用を考えられているということです。より多くの団体や個人からの寄附につなげていただくためにも、市のホームページ、市政だより、SNSの活用やイベント開催だけでなく、従来の周知方法にこだわらない手段の検討をされ、財源の確保に努めていただくをお願いします。

同じく、4項2目塵芥処理費、家庭ごみ分別区

分変更事業について。昨年8月に実施された実証実験では、市民からの新たな分別案のほうが分かりやすいとの声や、関係事業者からの根本的な支障や問題は見当たらないとの意見など、新たな分別内容で、おおむね問題ない結果となったようです。7月からは全町内会を対象とした説明会が予定をされているということです。丁寧な説明とともに、逐次発生する問題等には迅速かつ適切な対応に努めていただくことをお願いします。

6款3項2目林業振興費、J-クレジット活用業務について。令和6年度、クレジットの認証・発行を目指すということです。2050年のカーボンニュートラル達成のために、クレジットに頼る企業も多く存在すると思われます。本市のクレジットが選んでもらえるよう市内企業のみならず、市外へも、より有効なPRを実施するとともに、先行する他市の事例も参考にすることをお願いします。

7款商工費、「どうする家康」に関連する事業について。桜の開花に伴い、観光客も増えてきます。夏の花火大会、秋の家康行列の頃も同様と思われます。駐車場不足対策、渋滞対策については、従前に比べ、大きく変わりました。常に情報発信を行い、年度途中においても検証を繰り返し、よりよい方法に改善していただくをお願いします。

大河ドラマ館のチケットの売上げも順調ですが、消防法により定員が定められていることから入場制限を行うこともあるようです。入場待ちのお客様向けに、「葵」武将隊の演武や既施設を活用するなど、様々なイベントを企画し、待ち時間でも楽しんでいただける工夫をお願いします。

飲食店のメニュー開発、お土産品の開発など、民間の製造・小売りの業者さんも頑張っていると考えております。関係する全ての皆さんをつなぐ行政が、しっかりと行い、情報共有、意見交換をしながら、よりよい方法で取り組んでいただくことをお願いします。また、春から秋に延期された家康行列への大河ドラマキャストの出演に向けて、交渉していただいているようです。これが実現す

れば、最後まで盛り上がることは間違いありません。多くの方が切望していますので、実現に向けて最大の努力をお願いします。

岡崎公園には、年間を通じて多くの観光客が来園されます。人が多いということは、ごみの排出も増えることが予想されます。観光はイメージが大切です。気持ちよく利用していただき、また来たいと思ってもらえるためにも、関係する部局が連携協力して適切なごみ処理がされますようお願いいたします。

8款5項1目都市計画総務費、交通政策推進業務について。移動手段としての交通政策の取組として、六ツ美中部学区のチョイソコおかざき、矢作学区の矢作デマンドが進められています。地域内交通としての移動手段は、免許証を返納された高齢者をはじめとした地域住民の足となりますので、利用者の声を聞き、より使いやすいものとなるよう、引き続き事業者と連携して事業を推進していただくことをお願いします。

同じく、都市計画総務費、防災都市づくり計画策定業務について。震災復興に関するまちづくり計画を事前に作成する上で、復興整備に関する方針の整備や具体的な事業手法の検討を行うことは、早期かつ効果的な復興につながるものと考えます。地震被災地では、住民の生活や暮らしを支えるための様々な施設やインフラの被害が予想されます。計画の策定には、実情をより正確に把握するためにも、地元住民や関係者の意見などを取り入れていただくことをお願いします。

10款3項2目教育振興費、中学校遠距離通学対策補助業務について。通学距離6キロメートルを超える生徒を対象に、電動アシスト付自転車購入の補助をするものです。これにより遠距離通学者の体への負担も軽減され、授業にもより集中できることでしょう。条件に当てはまらない生徒に対しても、学校判断により、電動アシスト付自転車の通学も可能となるということです。また、駐輪場での防犯対策もお願いします。

同じく、6項2目体育館費、岡崎市体育館施設整備業務について。岡崎市体育館における空調設

備の導入設計が行われるとのこと。岡崎市体育館への空調設備導入は、バレーボール協会をはじめ、多くの利用者からも強い要望をいただいていた案件であり、我が会派としても要望を続けてきました。昨今の気温上昇により利用者の救急搬送事案も発生しており、空調設備が整備されることで多くの利用者の安全にもつながるものと思います。また、Vリーグなどの誘致も考えているとのことですので、実現されることを強く願います。

第42号議案「令和5年度岡崎市病院事業会計予算」。

従来、入院説明コーナーや地域医療連携室など別々の場所で行っていた患者の入退院支援や疾患相談、そして社会保障制度などの各種相談機能を新たに設置する患者サポートセンターに集約することです。相談窓口が一元化され、患者の利便性向上が図られます。場所は、正面玄関近くに設置されるとのことですので、工事に当たっては、来院される方々の安全確保を十分に配慮していただくようお願いします。

第43号議案「令和5年度岡崎市水道事業会計予算」。

本市の水道事業は、昭和8年の給水開始から今年で90年を迎えました。水道は人々が生活をしていくために、また社会の持続的発展を支えるためにも必要不可欠なライフラインです。平時はもちろんのこと、大地震、台風等の自然災害や水質事故等の非常事態においても、被害影響の最小化や早期復旧、水供給の継続・補完が必要です。引き続き、基幹的な水道施設の安全性確保に加え、基幹管路網の再構築及び配水区域のブロック化の早急な取組をお願いします。

第44号議案「令和5年度岡崎市下水道事業会計予算」。

大正12年の事業開始から今年で100周年を迎えた岡崎市下水道事業は、市民の皆様の健康的な生活と公衆衛生の向上を図るために欠かすことのできない重要なライフラインです。近年は、下水道施設の整備水準を上回る豪雨が増加し、下水道は都市部の雨水排水に果たす役割が増大しています。

引き続き、岡崎市総合雨水対策計画に基づく雨水ポンプ場や雨水幹線の整備、下水道総合地震対策計画に基づいた管渠の地震対策の推進をお願いします。

また、下水道管路の老朽化に対する計画的な更新も大きな課題の一つです。適切な資産管理に基づく持続的な事業の運営をお願いします。

以上申し上げ、民政クラブ、全議案に対し、賛成の討論といたします。

結びに、この3月をもって退職されます職員の皆様、長きにわたり、市政発展、市民サービスの向上に御尽力いただきましたことに対しまして心より感謝を申し上げます。第2の人生を、健康で生きがいに満ちたものにしていただくとともに、立場は変わりますが、今後も本市の発展のために御協力をいただきますようお願いを申し上げます。大変ありがとうございました。そして、お疲れさまでした。

以上で終わります。

(31番 加藤 学 降壇)

○議長(杉浦久直) 暫時、休憩いたします。

午後2時10分休憩

午後2時20分再開

○議長(杉浦久直) 休憩前に引き続き会議を開きます。

26番 小田高之議員。

(26番 小田高之 登壇)

○26番(小田高之) ただいま議題となっております第1号議案ほか44件について全て賛成の立場からチャレンジ岡崎の討論を行います。

代表質問において、八丁味噌のGI登録に関する現状についてお伺いをしました。

GI制度により八丁味噌の名称を使える期限は2026年1月末までです。本市は、さきの12月議会では地名が由来であることから八丁味噌製造2社の敷地の町名を八丁味噌の文字を使用する八丁町に変更しました。大河ドラマ後の紀行巡礼でも八丁味噌と岡崎が放映されました。また、令和5年度予算では、1万人鍋を企画、広く八丁味噌と岡

崎を市内外へ周知する予算が計上されています。郷土の誇りをいかに守るか、そのことが問われています。引き続き適切な支援を期待します。

令和5年度予算では、大河ドラマ「どうする家康」関連事業として、約7億1,200万円が計上されました。大河ドラマ特別展、大河ドラマ関連アート事業、ピンバッチなど必要な事業であると考えます。

他方で、アフターコロナを見据えた観光基本計画の見直しを令和5年度末までに策定、公表していくとのことです。そこにおいては、テーマとしてアフターコロナ、岡崎観光の深掘り、リピーターの獲得、若者交流人口のさらなる獲得などを挙げられていました。

観光産業は、これからの本市において重要な産業になる可能性を秘めたものの一つです。市民、事業者など様々な方面からの声を聞きつつ、計画の策定を期待します。

DX——デジタルトランスフォーメーション——事業として約4億7,000万円が計上されました。自治体職員数の減少、山積する課題への対応の増加、対面偏重のサービスでの対応は喫緊の課題です。それらへの対応として、行政におけるDX化は必須です。令和5年度においては、行政窓口でのキャッシュレス決済の本格導入、粗大ごみの収集に関わるウェブ予約、保育園、こども園における保護者の連絡手段のデジタル化実証実験などの事業が進みます。

他方で、デジタル庁への人材の派遣、外部デジタル人材の登用など、デジタル人材の育成が計上されています。紙と対面の精査、申請手続等のデジタル化、そして、それらを推進するために民間との垣根を超えた人材交流をより積極的に進めていただき、DXが加速度的に進むことを心より期待いたします。

新型コロナウイルス感染症対策事業として、令和4年度の繰越明許費と令和5年度予算を合計して約51億円が計上されました。3年間にわたる新型コロナウイルス感染症との戦いは、新たなフェーズへ移行しようとしています。周知のとおり、

5月頃には感染症法上の扱いを2類相当から5類へと法改正が行われるとされています。まだ流動的な部分は多いと思いますが、今後も臨機応変に対応されることを期待するものです。

ここからは、総合計画に沿い討論を申し上げます。

暮らしを支える都市づくりです。

東では本宿駅周辺地域整備、北は阿知和地区工業団地造成事業、真ん中でQURUWA戦略、西では矢作公園、南では岡崎駅周辺事業と、市内各地域でハード整備が進められていることは評価いたします。

J R岡崎駅では、第2号議案として、駅西側の自転車等駐車場用地活用事業に関わる財産の無償貸付け及び減額貸付けを実施するための議案が提出されました。トイレ及び喫煙所は無償、駐輪場及び商業機能に供する部分は月額136円、提案施設は月額273円です。こちらは、委員会答弁から妥当であると判断いたします。

今後は、建設に向け具体的な事業が進みます。利用者が大変多く、動線が錯綜する場所です。くれぐれも安全に御留意いただき、事業が着実に進むことを期待いたします。

災害時における避難所の役割において、多様なニーズをどのように酌み取り、対策をとっていくのか、代表質問でお伺いいたしました。女性や子供、外国人の声を避難所運営に生かす計画、また、家族の一員であるペットとの避難、障がい、介護、医療的ケアが必要な方の避難所運営は、今後ますます重要になります。

令和5年度予算では、その後また、それと同時に進むであろう震災復興におけるまちづくり計画を事前に定める防災都市づくり計画策定業務が計上されています。

阪神淡路大震災、東日本大震災において、事前の計画を作成していた自治体、地域は復興のスピードが全く異なったという話を聞くものです。地域などの声をよく聞いていただき、進捗を期待いたします。

暮らしを守る強靱な都市づくりです。

100周年を迎える下水道事業の記念事業が予算として計上されました。下水道事業は目立たない存在ではありますが、生活には欠かすことのできないインフラです。100周年を機に、少しでも多くの市民の方々へ下水道事業に対する理解を深めてもらい、今後予想される厳しい環境をどのように乗り切っていけるのかそれを共に考える、そんな機会になることを希望いたします。

持続可能な循環型の都市づくりについてです。

本市が掲げる温室効果ガス削減目標は、2030年度において2013年度比50%削減であり、その達成を目指すために幾つかの業務を計上されました。Jークレジット審査委託料、PPA支援業務、新エネルギーシステム設置等補助業務など必要な対策であると考えます。

加えて周知のとおり、本市は令和4年11月に、環境省から脱炭素先行地域にも選定され、加速度的に政策を推進することが求められています。

再生可能エネルギー設備設置補助業務、エネルギーマネジメントシステム構築事業補助業務は、国費を投入しての事業です。民生部門におけるコミットメントが必要となり、課題も多いとは思いますが粘り強く事業を実施していただけることを期待しています。

中山間地域、山村地域振興の業務が計上されました。コロナ禍を経て本市の人口動態は厳しい局面を迎えました。また若年層の流出も大きな課題です。ぜひ移住、定住支援を含め、持続可能な地域づくりを望みます。

健康で生きがいをもって活躍できる社会づくりです。

妊産婦・乳幼児健康診査業務が計上されています。2歳児歯科健康診査は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度から中止していました。感染対策を考慮し、2歳児歯科健康診査の実施体制が整備されたとのことで、来年度からは再開される見通しとなりました。岡崎の将来を担う子供たちの健康を守るという観点からも、非常に大切な業務であると認識いたします。

高齢者保健事業・介護予防一体的実施業務につ

いてです。

高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施し、高齢者の健康寿命の延伸、介護予防を図るものです。保健、福祉、介護部門を連携させることにより、高齢者の健康寿命の延伸と介護予防の実現を目指します。本市では、福祉部の長寿課、国保年金課、医療助成室、介護保険課、ふくし相談課と保健部の保健政策課の6課の連携を実施することです。本事業を実施することにより、事業全体のPDCAサイクルを回し、毎年事業評価を実施し見直しを行うことで、健康課題や問題点などを抽出し、事業に反映させることができると考えます。

外部機関との連携も積極的に行い、協議の場を定期的に持つとのことです。高齢者の健康寿命のさらなる延伸と介護予防のさらなる向上を期待いたします。

女性や子どもがいきいきと輝ける社会づくりです。

子供の生活学習支援業務が拡充されます。生活困窮状態にある家庭等の子供の貧困の連鎖を防止するために、学習習慣・基礎学力の向上を図ることは有効な支援であると考えます。令和5年度は、会場は10会場、定員は120人に増加されます。また開催時間も工夫され、有効な支援につながると考えます。

使用済み紙おむつを保護者が持ち帰らないで済むよう公立保育園、こども園での廃棄が予算計上されました。評価をいたします。

誰もが学び活躍できる社会づくりです。

少人数学級として、本市独自で小学1年生から32人学級が始まります。細やかな指導が実施されることを期待いたします。

校内フリースクールが20校、市内全中学校へ設置されます。希望する子供が誰でも地元の中学校のF組へ通うことができる環境の整備は評価いたします。

学校部活動の在り方が大きく問われています。

本市も地域移行へ向けてのロードマップを示し、令和5年度には体育行事活動等推進業務として、

部活動指導員の増員、そして、地域移行活動体制整備委託料を計上されました。

先日、小中学校の卒業式に出席をいたしました。卒業生の答辞は、部活動の思い出、部活動を通して他学年との関わりが多く述べられていました。配付いただいた資料にも「部活動が好き」と回答した学生がとても多かったと記憶をしております。この環境を守りつつ、地域へ移行することは大変な困難を伴う事業であると拝察するものです。岡崎らしい在り方の模索を期待いたします。

以上申し上げ、チャレンジ岡崎、全議案賛成の討論といたします。

最後になりますが、本年度で退職される職員の方々に、今までの本市への多大なる貢献に改めて感謝を申し上げます。今後とも皆さんの知見、経験を生かし、どうか御指導、御鞭撻を賜ればと思います。ありがとうございました。

以上です。

(26番 小田高之 降壇)

○議長(杉浦久直) 12番 野島さつき議員。

(12番 野島さつき 登壇)

○12番(野島さつき) 令和5年3月定例会に上程されました第1号議案ほか44件について、賛成の立場から公明党の討論を行います。

第4号議案「岡崎市手数料条例の一部改正について」。

本議案のうちマンション管理適正化推進計画に基づき、4月から認定制度を開始する認定審査に係る手数料の額等を定めるものについて意見を申し上げます。

適正に管理されたマンションとして認定されることにより市場において評価されることや管理水準の維持向上、地域価値の向上が期待されます。また、認定により住宅金融支援機構による融資金利引下げ等の制度の対象となるなどのメリットがあります。本市ホームページや市政だよりなどへの掲載とセミナーなどによる情報提供、認定制度について分かりやすくまとめた個別チラシの配布を行うということですので、周知啓発を丁寧にお願いいたします。

防災の観点から本市独自の基準があり、さらによいものになるとは理解いたしますが、管理組合や積立金等の認定基準に対し超えなくてはならないハードルがありますので、認定に向けての問題点や課題、相談に対するサポートなどにも力を注いでいただけるようお願いしておきます。

第14号議案から第28号議案までは、各会計における令和4年度の補正予算であり、国の補正予算及び補助金の追加配分に伴い事業進捗を図るためのもの、また新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、令和4年度分として交付決定を受けた分について予算計上を行うものがあります。

このうちこどもの安心・安全対策支援業務と認可外保育施設補助業務は、令和4年9月に起きた送迎用バスの園児置き去り死亡事案を受け、送迎用バス等への安全装置の設置の義務化に伴い、対象事業所への補助金交付業務であります。

今回ハード面で人為的なミスをカバーする装置等の整備が行われますが、ソフト面としても置き去り防止などのルールが職員全員に周知徹底されているか、定期的にチェックすることも重要であります。また、保育現場の慢性的な人手不足にも目を向ける必要があると考えます。職員の処遇改善などもしっかりと進めてもらい、保護者が安心して子供を預けられる環境づくりをお願いいたします。

第29号議案から第45号議案は、各会計における令和5年度の予算についてであります。代表質問での質疑内容も含め、意見を申し上げます。

令和5年度の当初予算は、一般会計において前年度比5.0%増の1,342億2,000万円で、過去最高額が計上され、特別会計、企業会計を含めた総額は2,671億8,997万円で、前年度比5.4%増となっています。

新型コロナウイルス感染拡大や、ロシアによるウクライナ侵攻などの影響を受けた経済や市民生活への対応に加え、NHK大河ドラマ「どうする家康」をきっかけとした地域活性化や本市の魅力向上などにつながる多数の事業費が計上されてい

ます。

歳入については、市税収入は回復基調にあるものの、コロナ禍以前への水準には戻っておらず、燃料価格や物価高騰への対応も求められることから、国庫支出金のほか財政調整基金をはじめとする各基金及び市債の積極的な活用で財源確保を図られています。

今年1月の全国の生鮮食料品を除く消費者物価指数は、前年同月比で4.2%上昇し、1981年9月以来、41年4か月ぶりとなる上昇率を記録いたしました。依然として、エネルギーや食料品を中心とした身近な品目の値上がりが続いており、国民生活に大きな影響を及ぼしています。

こうした状況を踏まえ、政府は子育て世帯への支援や、エネルギー価格、小麦価格等の抑制、事業者の資金繰り支援など追加の物価高騰対策に関し検討を進めているところであります。

これまでの物価高騰対策と同様、地方に対する交付金、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金等の追加交付があった場合には、子育て世帯へのさらなる支援や学校給食費の無償化、子供食堂への支援、医療機関や社会福祉施設、私立学校、幼稚園等への光熱費支援、LPガス料金の負担軽減など、市民生活や事業活動を支えるための支援策を速やかに講じるよう要望しておきます。

第7次岡崎市総合計画の分野別指針への予算配分では、ほとんどが前年度より増額されている中、本年力を入れるべき子育て支援策である女性や子どもがいいきと輝き続ける社会づくりが、前年度比4億3,420万円の減、DXの推進であるスマートでスリムな行政運営の確立が2億2,293万円の減となっています。

理由としては、増額となっている業務もあるものの、園舎新築工事やソフトウェアライセンスなどの一斉更新の完了など減額になるものが多かったためであります。

中でも特に気になったのは、児童手当支給業務が対象児童数の減少により2億9,032万円の減となっている点です。少子化が進行することで、今

後ますます労働力や地域活動の担い手の減少が加速していきます。

少子化対策だけではなく、児童相談所が対応した虐待件数は全国で20万件を超え、過去最多を更新している中、独り親家庭では半数以上が貧困状態にあり、親が育児に関われず虐待などにつながるケースもあります。子供と家庭を社会全体で支える取組が求められています。新年度よりこども家庭庁も創設されます。国の動向をいち早くキャッチし、関係部局が協力の下、子供が生き生きと輝ける社会づくりをお願いいたします。

観光においては、大河ドラマ「どうする家康」の放送が始まり、大河ドラマ館の入場者数も10万人を突破するなど順調に来訪者が増えています。アフター大河を見据えた地域経済の活性化を目指し、デジタル技術を使い、スマートフォンなどで簡単に楽しめる謎解きイベントをはじめ、幅広い世代の方々に市内を周遊していただけるような各種事業が展開されます。

リピーターの獲得には、行政・市民・事業者を問わず、おもてなしのできる人づくり、そして、観光客が私は岡崎の人々におもてなしをされていると心地よく感じていただける環境づくりが重要となります。

地域店舗ファンづくり推進事業や大学生を中心とした岡崎探検隊！！などがありますが、まずは私たち市民一人一人が岡崎の魅力に気づき、岡崎愛を自分の言葉で語っていくことで、おもてなし機運の高まりにつながるものと考えます。

次に、QURUWAエリアのまちづくりについて。

乙川リバーフロント交流拠点整備事業において、SPCとの契約協議が中止となり、ホテル・コンベンション整備が延びることになりました。これに関連し、桜城橋の橋上広場と橋詰め広場のパークPFI事業も中止となり、橋上レストランなどの整備は消滅することとなりました。QURUWA戦略の要となる事業の中止は残念でなりません。

現在、東岡崎駅の第2期整備が始まりました。東岡崎駅周辺整備に合わせ、駅と乙川の河川空間

とがウオーカブルにつながり、桜城橋から天下の道、籠田公園、りぶら、ホテル・コンベンションホールと駅ビルの完成に合わせQURUWAエリアのまちづくりがコンプリートするよう御尽力をお願いいたします。

次に、ゼロカーボンシティの推進においては、環境省から選定された脱炭素先行地域の事業が令和5年度から本格的にスタートします。対象エリアでは、太陽光パネルや蓄電池などの設備導入を進め、エリア外においては、大規模太陽光発電設置や大容量蓄電池の電力を賢く無駄なく使うエネルギーマネジメントシステムを構築するために、株式会社岡崎さくら電力をはじめとした関係企業との協議が進められています。

脱炭素先行地域の交付金は、原則5年間です。対象エリアの皆様の御協力の下、スピード感を持った取組をお願いいたします。

次に、教育においては、市内公立小学校において、4月から小学1年生で32人学級がスタートします。全国的には、教員のなり手不足が問題になっています。ICTを活用した質の高い授業やオンライン授業など、新たな学びの提供もあり、教師に求められる技量も高くなります。その中で、今後も不足なく優秀な人材を確保していくには、計画的なリクルーティングが必要となります。本市が選んでいただけるよう御尽力をお願いいたします。

32人学級に合わせ、教室も必要となり、校内に空き教室がなくなってきます。今後児童育成センターの小学校施設の活用が難しくなり、校舎増築の機会や市営住宅建て替え時に整備をしていくにしても、ある程度時間を要します。

そのような中、5年度の補正予算で矢作北学区において、市民ホームを子供の居場所として確保し、民間活力を生かした新たな放課後対策事業の実証実験が実施されることになりました。待機児童の解消につながることを期待いたします。

市民病院事業においては、令和2年4月に藤田医科大学岡崎医療センターの開設、令和3年4月には、北斗病院を引き継いだ愛知医科大学メディ

カルセンターの開設など、この数年で医療環境が大きく変化する中で、今後増加する高齢者に対応するため地域の医療機関と密接に連携をとり、患者の紹介と逆紹介、入院と転院、退院後の通院、在宅医療の重要性がますます高まっています。

市民病院で急性期医療が必要な患者を受け入れ、質の高い医療を提供し、退院後に地域でその人らしい生活に移行できるように回復期病床を持つ地域の医療機関、在宅医療における訪問看護サービス、介護施設などの連携体制を一層充実させる必要があります。転院先病院との地域連携クリニカルパスの適用や、退院カンファレンスなどを通じて情報共有を図るなどして、他の医療機関との役割分担と連携強化に努めていただいております。

さらに、患者相談や入退院支援などを集約した患者サポートセンターの新設が進められます。医師、看護師、社会福祉士など多くの職種が関わり、患者に必要な支援を早い段階から効果的に実施することで、患者満足度の向上につながるものと考えます。

上下水道ビジョンについては、本市の水道は昭和8年に給水を開始して以来、給水区域を広げ、普及率99.9%を達成しています。水道管路は、住宅地に網目状に配管され、複雑なネットワークを形成していますが、地震災害や大規模な事故が発生すれば断水の影響が広範囲に及び復旧の長期化が懸念されます。そのために配水区域のブロック化を進め、上水道全体の強靱化を図られます。

下水道事業は、100周年の節目の年に当たります。100周年記念式典やマンホールサミットも計画されており、しっかり盛り上げていただきたいと思います。今後は下水道区域拡張の時代から維持管理の時代へと移行しつつあります。計画的な老朽化・耐震化対策で、将来にわたり安全、安心、安定した持続的な事業運営をお願いいたします。

以上申し上げ、全議案賛成の討論といたします。

結びに、3月をもって退職をされる執行部の皆様に、長年の市政発展、市民福祉の向上に御尽力いただきましたことに心から敬意と感謝を申し上げます。いつまでも健康でお元気で活躍されるこ

とをお祈りいたします。ありがとうございました。
以上です。

(12番 野島さつき 降壇)

○議長(杉浦久直) 3番 田口正夫議員。

(3番 田口正夫 登壇)

○3番(田口正夫) 全議案に賛成の立場から田口正夫の討論を行います。

まず初めに、第14号議案「令和4年度岡崎市一般会計補正予算」中、8款4項3目河川新設改良費、委託料について、矢作地区における1級河川鹿乗川上流域の国道1号矢作町猫田交差点付近の浸水被害を軽減するために県が進めている鹿乗川の整備事業に合わせ、地域の雨水が直接流れ込む北本郷支川の改修に向けた測量設計業務を行うものです。業務の内容としましては、鹿乗川と北本郷支川の合流部から市道北本郷9号線までの約420メートルについて、流下能力を向上させるための整備に向けた現地測量や詳細設計を行うものです。令和5年度で完成する予定と聞いております。1日でも早く地域の皆様が大雨のときでも安心して過ごせる状況になるように、事業を確実に進めていただくようお願いをいたします。

次に、第29号議案「令和5年度岡崎市一般会計予算について」。

前年度対比5.0%で過去最大規模となっており、前年度も当初予算の一部を前年度の補正予算に前倒ししていることから、前倒し分を含めた予算規模で比較すると5.3%の増となります。

それでは、歳出の款を追って若干の意見を申し上げます。

4款3項2目環境推進費、委員報酬について。昨年11月に、本市が脱炭素先行地域に選定されたなどの背景から、令和5年度は脱炭素に貢献する技術の評価や仕組みづくり等に関し助言を求める機会が増えることによるものと理解をいたします。

4款3項3目総合検査センター費の騒音振動調査業務であります。

騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視として、自動車騒音の環境基準の達成状況を把握するため、国から提供を受けてい

る自動車騒音面的評価システムによって自動車騒音による環境基準の達成状況評価を行うことになっている。評価においてシステムのデータベースとして、土地利用状況、道路交通情勢及び道路の構造等の更新と更新に伴う最新の住宅地図情報のソフトウェアを購入する必要があるためと理解をいたします。

8款5項1目、防災都市づくり計画策定業務です。

大規模地震の発生により市街地が被災した場合、早期に復興を進める必要があることから、地震における災害リスクが高いと判定された地区に対して、震災復興に対するまちづくり計画を事前に作成するための業務委託料です。

地震における災害リスクの高いエリアは、過年度に市内全域を対象に実施した災害危険度判定調査の結果から複数存在するとのことを把握しております。

その中で、特に防災に関心の高い矢作東学区の矢作町3区、矢作町4区において、令和3年度に防災都市づくりに関する地区計画を策定したことから、事前復興の準備においても先行して矢作町3区と矢作町4区で進めるとのこと。

また、本業務は、令和5年度から2か年実施する予定であり、令和5年度は、復興整備に関する方針の整備を行い、令和6年度は具体的な事業手法の検討を行うとの予定であります。災害に強いまちづくりのため、しっかりと計画策定をお願いいたします。

次に、8款3項3目道路新設改良費の矢作川右岸南北道路整備業務です。

令和2年より用地の取得に着手しており、現在進めている区間の取得予定面積約4,800平方メートルに対する進捗率として、今年度末の見込みでは88%となります。残りの方につきましても引き続き御協力いただけるよう交渉を進めてください。工事施工については、地権者及び地域の方々と協議をしながら進めてください。

次に、9款1項3目消防施設費であります。消防自動車等購入業務について。消防本部に災害対

策特殊はしご付消防自動車2億3,128万9,000円を東消防署南分署に、40メートル級はしご車の更新として本市で初となる30メートル級屈折式はしご車を配備。災害対応特殊救急自動車2,353万8,830円を東消防署額田出張所に、人員輸送車927万2,686円を中消防署本署に配置。消防団については、小型動力ポンプ積載車400万1,170円を広幡消防団第7部、岡崎消防団第5部、福岡消防団第4部及び額田消防団第7部に配備。額田消防団第9部については、消防ポンプ車の更新として山間部で運用できる小型動力ポンプ積載車1,177万443円を配備、小型動力ポンプ付積載車1,099万5,460円を岩津消防団第5部に配備。どれも重要な車両であると理解をいたします。

災害は、いつやってくるか分かりません。いざというときに、十分に機能が発揮できる機械器具の配備は非常に重要なことと思います。

以上を申し上げ、賛成の討論といたします。

最後になりましたが、この3月末をもって退職をされます職員の皆様、長きにわたり、市民サービスの向上に尽力され、市政の発展に大きく寄与されたことに深く感謝を申し上げます。私も大変お世話になりました。今後の人生も、健康で生きがいに満ちたものになりますように心から御祈念を申し上げます。長い間本当にありがとうございました。

(3番 田口正夫 降壇)

○議長(杉浦久直) 以上で、討論は終わりました。

これより採決を行います。

お諮りします。

第29号議案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(杉浦久直) 起立多数。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りします。

第2号議案、第14号議案、第19号議案、第32号議案及び第34号議案の以上5件は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(杉浦久直) 起立多数。

よって、以上5件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りします。

第1号議案、第3号議案から第13号議案、第15号議案から第18号議案、第20号議案から第28号議案、第30号議案、第31号議案、第33号議案及び第35号議案から第45号議案の以上39件は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(杉浦久直) 起立全員。

よって、以上39件は原案のとおり可決されました。

令和5年3月13日

議 長 様

総務企画委員長

柴 田 敏 光

請 願 審 査 報 告 書

3月2日に付託された請願第1号は、3月13日の総務企画委員会において審査したので、その結果を報告します。

番 号	請願第1号
件 名 (提出代表者名)	大軍拡・大増税をやめ、安保関連3文書の撤回を求める意見書の提出について (革新・岡崎の会 代表世話人 荒川 和美)
審査結果	不採択とすべきもの
意 見	・安保関連3文書には反撃能力についての記載はいずれにおいても見受けられたが、敵基地攻撃能力という記載についてはなかった。また、意見書案には先制攻撃を可能にするといった内容の記載があったが、3文書においては専守防衛を基本とした盾としての反撃能力と理解している。令和4年12月定例会でも同様の主旨の意見書案が提出されており、その際も意見書の提出に反対したが、状況の違いがあるとは認められないので、前回と同様に意見書の提出は控えるべきと考える。 ・令和4年12月定例会でも同趣旨の意見書案が提出されたが、専守防衛を前提とした反撃能力ではなく、敵基地攻撃能力という言葉を含め先制攻撃を思わせる表現が使われており、国内外に誤解を与える非常に危険なものであることから賛同しなかった。そのときと状況が変わっていないことから、前回と同様に賛同しかねる。 ・令和4年12月定例会でも同様の意見書案が提案されていたが、当時と考えに変更はなく、意見書の提出は必要ないと考える。 ・令和4年12月議会でも同様の主旨の問題提起があったが、安保関連3文書の中では敵基地攻撃能力とはどこにも書かれていない。安保関連3文書改定をめぐる議論は、日本の平和と安全を守っていくために、専守防衛の下での防衛力強化や抑止力、対処力の向上、防衛予算の確保に向けた歳出削減や安定財源確保への取組が必要であることを国民に具体的に丁寧に説明し、理解の下に進めていく必要があると考え、意見書の提出は差し控えたい。

○議長（杉浦久直） 日程第3、請願第1号を議題とします。

請願の審査結果の委員長報告は、お手元に配付の請願審査報告書をもって代えることとします。

総務企画委員長の報告に対して、御質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦久直） 御質疑はなしと認めます。

討論の通告がありますので、発言を許します。

4番 鈴木雅子議員。

（4番 鈴木雅子 登壇）

○4番（鈴木雅子） ただいま議題となっております請願第1号「大軍拡・大增税をやめ、安保関連3文書の撤回を求める意見書の提出について」、委員長報告に反対の立場から日本共産党岡崎市議団の討論を行います。

岸田内閣は12月16日に安保3文書の閣議決定を行いました。選挙で公約することも国会にけることもなく、一遍の閣議決定によって戦後の安全保障体制の大転換を行うなど言語道断です。

安保3文書では、敵基地攻撃能力の保有などをうたっており、岸田首相や自民・公明政権は一貫して専守防衛に徹すると言っていますが、敵基地攻撃能力こそ先制攻撃にほかならず、不戦を決めた憲法9条を持つ日本が絶対に行ってはならないものです。

委員会では、敵基地攻撃能力という言葉は安保3文書にはないという御意見がありました。2022年4月21日、自民党安全保障調査会は、同年末に政府が行う国家安全保障戦略の改定に向けて提言を発表しました。内容は、それまで使ってきた敵基地攻撃能力は批判が強かったため、名称を反撃能力とすることが盛り込まれました。それを受けて岸田政権が、同年12月16日に発表した安全保障3文書には、反撃能力という表現がされました。しかし、内容は、徹頭徹尾、敵基地攻撃能力を持つものです。

例えば、防衛力整備計画において、従来のものより大幅に長射程化する12式地对艦誘導弾能力向

上型ミサイルや長射程で極超音速飛行する高速滑空弾などの導入があり、これらの大量導入開発と、ミサイルを搭載する戦闘機、護衛艦、潜水艦の大増強が反撃能力保有の実態です。

したがって、国内外に誤解を与える非常に危険なものというのは、誤解でもなく真実です。意見書の敵基地攻撃能力という文言を反撃能力に変えても実質は同じですから支障はありません。

1972年、当時の田中角栄首相の答弁によれば、専守防衛ないし専守防御というのは、防衛上の必要からも相手の基地を攻撃することなく、もっぱら我が国土及びその周辺において防衛を行うことだとしており、この解釈で言えば専守防衛に長射程のミサイルは必要ありません。

専守防衛を基本とすると強調されていますが、アメリカのIAMD——統合防空ミサイル防衛では、敵の飛行機やミサイルを離陸、発射の前と後の双方において破壊または無力化する、先制的にも対処的にもなるとしており、米軍は同盟国へのIAMDへの参加を求めています。

岸田首相も1月13日のバイデン大統領との会談で、日本の反撃能力に関して、米国との関係強化を明記している以上、アメリカの戦略の外で独自に行うことはあり得ません。

年間5兆円増の大軍拡になれば、暮らしの予算の削減は避けられず、消費税大增税、社会保障大削減、国家財政破綻につながります。

国民の賃金さがり、暮らしが大変になっている今こそ、軍拡よりも生活に税金を使うべきです。

新しい戦前と言われている今の情勢は大変危険な状況です。戦争の準備ではなく、平和の準備をするべきです。

以上、日本を戦争する国にしないため、皆さんの御賛同をお願いいたします。

（4番 鈴木雅子 降壇）

○議長（杉浦久直） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

お諮りします。

請願第1号に対する委員長報告は不採択とすべきものです。

請願第1号は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(杉浦久直) 起立多数。

よって、本件は委員長報告のとおり決定しました。

○議長(杉浦久直) 日程第4、報告第7号「和解及び損害賠償の額を定める専決処分について」を議題とし、執行部の報告を求めます。

環境部長。

○環境部長(新井正徳) 報告事項5ページをお願いいたします。

報告第7号「和解及び損害賠償の額を定める専決処分について」、御説明いたします。

7ページをお願いいたします。

専決処分書に記載のこの事故は、令和5年1月10日、午前11時頃、岡崎市竜美台一丁目地内の市道竜美丘101号線において、西進中のごみ収集車が交差点に進入した際、一時停止を無視して北側から交差点に進入した相手方自動車と接触し、当該自動車の前部バンパー、ヘッドライト、ボンネット等を損傷させたものでございます。

本件につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので御報告いたします。

損害賠償額及び和解条項につきましては、専決処分書に記載のとおりでございます。なお、この賠償金につきましては、全国市有物件災害共済会から全額補填されるものでございます。

以上でございます。

○議長(杉浦久直) 報告は終わりました。

なお、本件については、質疑を行いませんので、御承知おきください。

○議長(杉浦久直) 日程第5、同意第1号「岡崎市副市長の選任について」を議題とし、執行部の説明を求めます。

市長。

○市長(中根康浩) ただいま御上程いただきま

した岡崎市副市長の選任につきましては、岡崎市副市長、山本公德氏が、令和5年3月31日で任期満了となりますので、その後任といたしまして引き続き山本公德氏をお願いし、選任いたしたいと存じます。よろしく御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(杉浦久直) 説明は終わりました。

ただいまの説明に対し、御質疑はありませんか。
4番 鈴木雅子議員。

○4番(鈴木雅子) 中根市長は、女性副市長の登用を公約に掲げておみえでした。就任直後の議会では、拙速を避け適切な人材を重視して考えたいと述べられ、また今年3月15日の記者会見では、副市長に必要な資質を兼ね備えた女性と巡り合えていないと話されていました。

愛知県でも女性の副知事を採用していますが、私は女性として、女性の副市長の採用を期待していました。

それでは、そうした資質を備えた方と出会うための努力をこの3年間どのようにされてきたのか、お聞かせください。

○議長(杉浦久直) 市長。

○市長(中根康浩) お答えいたします。

巡り合えていないというのは、こちらがよいと思っても相手が受けてくれないということも含めてということでございます。

以下、人事に関わることでございますので、具体的なお話は控えたいと思いますが、日夜適切な人材がいらないかという目を凝らしておるところでございますが、そういった意味で努力をさせていただいております。

そういったことも踏まえて総合的に判断した結果、山本副市長に再任いただくことが市政の進展にとって現在における最良の選択であるとの結論に至ったということでございます。

○議長(杉浦久直) 御質疑は終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっています同意第1号は、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉浦久直） 御異議はなしと認めます。
よって、委員会付託を省略することに決定しました。

これより採決を行います。

お諮りします。

同意第1号は、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（杉浦久直） 起立多数。

よって、本件は原案に同意することに決定しました。

○議長（杉浦久直） 日程第6、同意第2号「岡崎市監査委員の選任について」を議題とし、執行部の説明を求めます。

市長。

○市長（中根康浩） ただいま御上程いただきました岡崎市監査委員の選任につきましては、岡崎市監査委員、岡島譲氏が令和5年3月31日をもって辞職されますので、その後任といたしまして、新たに高橋重長氏にお願いし選任いたしたいと存じます。

高橋重長氏は、名古屋国税局徴収部特別整理総括課長、名古屋西税務署長等を歴任した後、税理士事務所を開業される傍ら、岡崎市成年後見支援センター運営委員会委員、町総代を務められるなど地域社会にも貢献され、人格、識見ともに優れた方でございます。

よろしく御同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

（市長 中根康浩 降壇）

○議長（杉浦久直） 説明は終わりました。

ただいまの説明に対し御質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦久直） 御質疑はなしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています同意第2号は、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉浦久直） 御異議はなしと認めます。
よって、委員会付託を省略することに決定しました。

これより採決を行います。

お諮りします。

同意第2号は、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（杉浦久直） 起立全員。

よって、本件は原案に同意することに決定しました。

閉会中継続調査申出事件一覧表

令和5年3月定例会

- 総務企画委員会
 - 1 重要施策の総合企画、計画について
 - 2 統計について
 - 3 危機管理について
 - 4 広報及び広聴について
 - 5 交通政策について
 - 6 財政について
 - 7 行政経営について
 - 8 財産管理について
 - 9 税務について
 - 10 文書及び法務について
 - 11 職員の人事、研修、給与及び福利厚生について
 - 12 契約について
 - 13 電子情報処理について
 - 14 市民協働について
 - 15 市民生活及び交通の安全について
 - 16 防災について
 - 17 戸籍及び住民記録について
 - 18 消防について
 - 19 陳情の審査について
- 福祉病院委員会
 - 1 社会福祉について
 - 2 介護保険について
 - 3 国民健康保険及び国民年金について
 - 4 保健衛生について
 - 5 市民病院について
 - 6 陳情の審査について
- 文教経済委員会
 - 1 文化振興及び芸術について
 - 2 スポーツについて
 - 3 男女共同参画について
 - 4 国際交流について
 - 5 生涯学習について
 - 6 子育て支援について
 - 7 商業及び工業について
 - 8 観光について
 - 9 農業について
 - 10 農地整備について
 - 11 林業について
 - 12 中山間地域政策について
 - 13 教育について
 - 14 陳情の審査について
- 建設環境委員会

- 1 環境政策について
- 2 環境保全について
- 3 廃棄物の処理及び清掃について
- 4 道路、河川その他土木について
- 5 都市計画について
- 6 建築確認及び開発行為について
- 7 景観及び歴史まちづくりについて
- 8 住環境整備について
- 9 拠点整備について
- 10 土地区画整理事業について
- 11 公園、緑地及び都市緑化について
- 12 建築について
- 13 住宅について
- 14 上下水道について
- 15 陳情の審査について

○ 議会運営委員会

- 1 議会の運営に関することについて
- 2 議会基本条例・会議規則・委員会条例等に関することについて
- 3 議長の諮問に関することについて
- 4 陳情の審査について

○議長（杉浦久直） 日程第7、常任委員会、議会運営委員会の閉会中継続調査申出事件についてを議題とします。

本件については、各委員長からお手元に配付のとおり、閉会中の継続調査事件としたい旨の申出がありました。

お諮りします。

各委員長の申出のとおり、これを閉会中の継続調査事件とすることに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉浦久直） 御異議はなしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査事件とすることに決定しました。

○議長（杉浦久直） お諮りします。

本定例会で議決された議案のうち、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉浦久直） 御異議はなしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任されました。

以上で、本日の議事日程は終了しました。

本定例会に付議された事件は全て議了しましたので、これにて3月定例会を閉会します。

午後3時08分閉会

○議会事務局長（近藤秀行） ただいまから令和5年3月岡崎市議会定例会の閉会式を行います。

初めに、議長、挨拶。

（議長 杉浦久直 登壇）

○議長（杉浦久直） 3月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会に付議されました令和5年度一般会計予算をはじめ、数多くの重要議案に対し、終始熱心に審議を進められ、適切な御議決をされましたこと、また、本日行われました緊急質問において

も、議会としての責務に励まれたものと心から敬意を表するものであります。

執行部各位におかれましては、会期中に各議員から述べられました意見を十分参酌の上、市民から信頼されるべく、市政の運営に格別な御尽力をいただきますよう希望するものであります。

また、本日までの議会運営に当たり、議員並びに執行部各位の御協力に対し、改めて感謝を申し上げます。

寒さも緩み、日ごとに春の訪れを感じる季節となりました。皆様方におかれましては、ますます御自愛の上、一層の御活躍を賜りますよう心からお願い申し上げます。

最後になりましたが、この3月をもって退職される職員の皆様方の長年にわたる御尽力、御功績に対し、市議会を代表し深く敬意と感謝の意を申し上げます。閉会の挨拶といたします。

（議長 杉浦久直 降壇）

○議会事務局長（近藤秀行） 続きまして、市長、挨拶。

（市長 中根康浩 登壇）

○市長（中根康浩） 閉会に当たりまして、私からも御挨拶を申し上げます。

このたびの3月定例市議会に提案いたしました議案につきましては、慎重な御審議を賜り、御議決をいただき、誠にありがとうございます。決定されました議案の執行に当たりましては、厳正、公正に努めてまいります所存でございます。

また、今日の緊急質問で御指摘をされました、私自身の土地利用に関する不適切事案につきましては、市民にお詫びを申し上げますとともに、このことによって損ねた信頼の回復に今後精いっぱい努めてまいりたいと考えております。

大河ドラマ「どうする家康」についてでございますが、大河ドラマ館がオープンしてから2か月足らずの3月17日に10万人を達成いたしました。目標の来館者数70万人からいたしますと通過点の一つに過ぎませんが、これから春の行楽シーズンを迎えるに当たって、まずは10万人達成で弾みがついたと考えております。

今後、大河ドラマ館につきましては、ドラマの進行に合わせて、タイミングを見ながら、展示替えを行う予定です。引き続き、年間パスポートや来館記念賞などのリピーター獲得を目指した施策を実施し、目標の来館者数70万人を達成できるよう市民の皆様とともに盛り上げ、来館促進に努めてまいります。

同じく、3月17日に第1弾の隊員を委嘱いたしました大河ドラマ館応援隊についてです。

大河ドラマ「どうする家康」の放送を契機として、本市と家康公を関連づけて情報発信される機会が増えてまいりました。この絶好のチャンスに、歴史ファン層に本市の歴史的魅力を発信し、本市のファンを増やしてまいりたいと考えております。

そのためにも歴史ファンに支持されている歴史系アーティストの方などに大河ドラマ館応援隊となっただき、本市の情報発信、PRなどを担っていただいて、家康公生誕の地岡崎、若き家康公が過ごした地岡崎のブランディングを確立すべく、全国に向けて発信していただけることを強く期待しております。

次に、新型コロナウイルス感染症についてです。

3月13日以降、マスクの着用は個人の判断となり、また5月8日以降は、感染症としても季節性インフルエンザと同じ5類に緩和されます。

様々な場面でコロナ前の日常に戻りつつありますが、コロナがなくなったわけではありません。重症化リスクのある方に接する場面などでは、引き続き適切な感染対策などを周知してまいります。

次に、市内の交通渋滞の解消に向けた取組についてです。

このたび、渋滞解消総点検として、皆様から渋滞箇所として多くの意見が寄せられた県道岡崎刈谷線と市道岡崎環状線が交差する明大寺町地内の小豆坂小学校口交差点の改良工事が完成いたしました。

市道岡崎環状線の南向き車線は、1車線に右折車と左折車が混在しており、比較的交通量の少ない平日の昼間においても1回の青信号では交差点を通過できないときがあるほど渋滞が発生しやすい

状態でした。

改良工事により、右折車線と左折車線を分離した2車線にしたところ、これまでよりスムーズで待ち時間が少ない円滑な通行ができるようになりました。引き続き市民の皆様から寄せられた意見を参考に、渋滞対策を進めてまいります。

次に、給食費についてです。

令和5年度においては、引き続き新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することで、保護者の負担額はこれまでと変更ありません。

年間を通しての給食費無償化について議論することは否定しませんが、本市としては、教育の充実を図るため、少人数学級の導入や全中学校へのフリースクールの設置、中学校及び小学校上学年への電子黒板の配置を実施し、また市内中学校へ自転車で遠距離通学する生徒に対し、通学に使用する電動アシスト自転車の購入費の一部を補助する制度を新たに創設するなど、様々な施策を通じ教育の岡崎だと言っていただけよう重点的に予算を投入しております。

また、給食については、その質や量、地元産材の活用など議論すべきことは多岐にわたると考えております。

令和5年度予算につきましては、大河ドラマ「どうする家康」を好機とした地域活性化や、本市の魅力向上に取り組んでいくとともに、私が就任以来目指す、開かれた明るい岡崎を実現するため、市民の皆様からお聞きした声も反映させていただき、『「家康公愛」「岡崎愛」を深めひとが輝き まちに賑わいが生まれる予算』とさせていただきます。皆様から御議決いただいた予算を着実に執行してまいります。

最後に、議員各位におかれましては、今後ますます御自愛の上、さらなる市政進展のために引き続き御尽力を賜りますよう、お願い申し上げます。ありがとうございます。

(市長 中根康浩 降壇)

○議会事務局長(近藤秀行) 以上で、閉会式を

終わります。

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 杉 浦 久 直

署名者 廣 重 敦

署名者 柴 田 敏 光

議 決 結 果 一 覧 表

議 案 番 号	事 件 名	議決年月日 (本会議)	議決結果	付 託 委 員 会
議員提出1	岡崎市議会委員会条例の一部改正	5. 2. 28	原案可決	—
報告1	岡崎市美術博物館条例及び岡崎市旅館業の施設の衛生措置及び構造設備の基準等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について	〃	報 告	—
報告2	岡崎市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例の専決処分について	〃	〃	—
報告3	和解及び損害賠償の額を定める専決処分について	〃	〃	—
報告4	和解に関する専決処分について	〃	〃	—
報告5	訴えの提起に関する専決処分について	〃	〃	—
報告6	和解に関する専決処分について	〃	〃	—
報告7	和解及び損害賠償の額を定める専決処分について	5. 3. 22	〃	—
承認1	令和4年度岡崎市一般会計補正予算の専決処分について	5. 3. 2	承 認	—
1	包括外部監査契約について	5. 3. 22	原案可決	総務企画
2	財産の無償貸付け及び減額貸付けについて（岡崎駅西口自転車等駐車場用地活用事業に係る施設の用地）	〃	〃	建設環境
3	財産の交換について	〃	〃	〃
4	岡崎市手数料条例の一部改正について	〃	〃	総務企画
5	岡崎市附属機関設置条例の一部改正について	〃	〃	〃
6	岡崎市職員定数条例の一部改正について	〃	〃	〃
7	岡崎市長等の給料の月額の特例に関する条例の制定について	〃	〃	〃
8	岡崎市国民健康保険条例の一部改正について	〃	〃	福祉病院
9	岡崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正について	〃	〃	文教経済
10	岡崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃
11	岡崎市市営住宅条例の一部改正について	〃	〃	建設環境
12	岡崎市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃
13	岡崎市市費負担教員の給与等の特例に関する条例の一部改正について	〃	〃	文教経済
14	令和4年度岡崎市一般会計補正予算（第14号）	〃	〃	予算決算
15	令和4年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算（第4号）	〃	〃	〃

議 案 番 号	事 件 名	議決年月日 (本会議)	議決結果	付 託 委 員 会
16	令和4年度岡崎市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第3号)	5. 3. 22	原案可決	予 算 決 算
17	令和4年度岡崎市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号)	〃	〃	〃
18	令和4年度岡崎市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号)	〃	〃	〃
19	令和4年度岡崎市介護保険特別会計補正予算 (第3号)	〃	〃	〃
20	令和4年度岡崎市継続契約集合支払特別会計補正予算 (第3号)	〃	〃	〃
21	令和4年度岡崎市額田北部診療所特別会計補正予算 (第2号)	〃	〃	〃
22	令和4年度岡崎市こども発達医療センター特別会計補 正予算 (第3号)	〃	〃	〃
23	令和4年度岡崎市岡崎駅東土地区画整理事業清算金特 別会計補正予算 (第1号)	〃	〃	〃
24	令和4年度岡崎市宮崎財産区特別会計補正予算 (第1 号)	〃	〃	〃
25	令和4年度岡崎市形埜財産区特別会計補正予算 (第1 号)	〃	〃	〃
26	令和4年度岡崎市病院事業会計補正予算 (第3号)	〃	〃	〃
27	令和4年度岡崎市水道事業会計補正予算 (第3号)	〃	〃	〃
28	令和4年度岡崎市下水道事業会計補正予算 (第3号)	〃	〃	〃
29	令和5年度岡崎市一般会計予算	〃	〃	〃
30	令和5年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会 計予算	〃	〃	〃
31	令和5年度岡崎市農業集落排水事業特別会計予算	〃	〃	〃
32	令和5年度岡崎市国民健康保険事業特別会計予算	〃	〃	〃
33	令和5年度岡崎市後期高齢者医療特別会計予算	〃	〃	〃
34	令和5年度岡崎市介護保険特別会計予算	〃	〃	〃
35	令和5年度岡崎市継続契約集合支払特別会計予算	〃	〃	〃
36	令和5年度岡崎市額田北部診療所特別会計予算	〃	〃	〃
37	令和5年度岡崎市こども発達医療センター特別会計予 算	〃	〃	〃
38	令和5年度岡崎市岡崎駅東土地区画整理事業清算金特 別会計予算	〃	〃	〃
39	令和5年度岡崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別 会計予算	〃	〃	〃

議 案 番 号	事 件 名	議決年月日 (本会議)	議決結果	付 託 委 員 会
40	令和5年度岡崎市宮崎財産区特別会計予算	5. 3. 22	原案可決	予算決算
41	令和5年度岡崎市形埜財産区特別会計予算	〃	〃	〃
42	令和5年度岡崎市病院事業会計予算	〃	〃	〃
43	令和5年度岡崎市水道事業会計予算	〃	〃	〃
44	令和5年度岡崎市下水道事業会計予算	〃	〃	〃
45	令和5年度岡崎市一般会計補正予算（第1号）	〃	〃	〃
同意1	岡崎市副市長の選任について	〃	同 意	—
同意2	岡崎市監査委員の選任について	〃	〃	—
請願1	大軍拡・大增税をやめ、安保関連3文書の撤回を求める意見書の提出について	〃	不 採 択	総務企画